

令和3年度

男女共同参画に関する年次報告書

福知山市

目 次

令和3年度 事業体系図 1

令和3年度 事業概要 5

令和3年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果 27

資料

審議会等への女性の参画状況調査表 37

重要項目の数値目標に対する実績 41

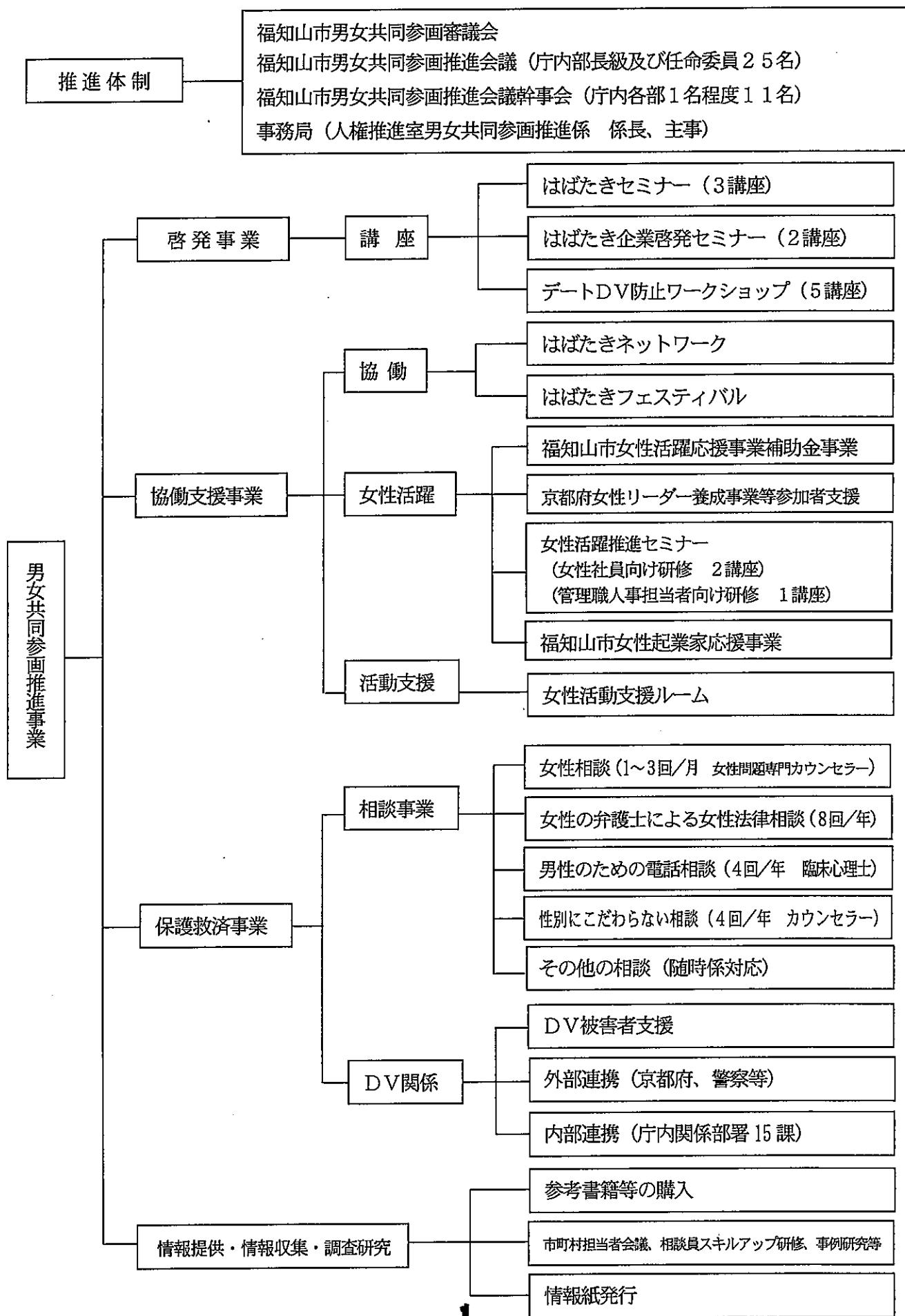
福知山市男女共同参画推進条例 42

情報紙・啓発資料 44

年次報告書について

年次報告書は、「福知山市男女共同参画推進条例」(平成18年10月施行)第14条に基づく年次報告として、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況や進捗状況を示し、市民のみなさまに取組の状況を明らかにするものです。

男女共同参画推進事業体系図(令和3年度)



令和3年度男女共同参画審議会

男女共同参画審議会（全5回、内2回は書面）

	日 時	令和3年6月24日（木）午後7時～9時
	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 11人
1	内 容	① 令和2年度事業報告について ② 令和3年度事業計画について ③ 男女共同参画推進会議幹事会の取組について ④ 福知山市男女共同参画推進条例の改正について ⑤ パートナーシップ制度の導入について ⑥ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第3次）の策定について
2	日 時	令和3年9月14日（火）
2	内 容	① 新規条例の制定について ② パートナーシップ制度の導入について ③ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第3次）の策定について
3	日 時	令和3年11月1日（月）午後1時30分～3時
3	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 9人
3	内 容	① 「福知山市みんなの多様な性を尊重する条例」（案）について ② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第3次）の策定について
4	日 時	令和3年11月30日（火）午後7時～9時
4	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 8名
4	内 容	① 「福知山市みんなの多様な性を尊重する条例」（案）について ② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第3次）の策定について
5	日 時	令和4年1月27日（木）
5	内 容	① 「福知山市みんなの多様な性を尊重する条例」（案）について ② パブリックコメントの結果について ③ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第3次）の策定について

令和3年度男女共同参画推進会議

男女共同参画推進会議（全5回、内3回は書面）		
	日 時	令和3年5月28日（金）
1	内 容	① 男女共同参画推進会議幹事会の取組について ② 男女共同参画推進会議幹事会委員の任命について ③ 令和2年度事業報告について ④ 令和3年度事業計画について ⑤ 福知山市男女共同参画推進条例の改正について ⑥ パートナーシップ制度の導入について ⑦ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第3次）の策定について
2	日 時	令和3年8月26日（木）
2	内 容	① 新規条例の制定について ② パートナーシップ制度の導入について ③ 庁内照会の実施について ④ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第3次）の策定について
3	日 時	令和3年10月22日（金）午前9時～11時
3	場 所	市庁舎6階農業委員会室（601号室）
3	内 容	① 「福知山市みんなの多様な性を尊重する条例」（案）について ② 庁内照会の結果について ③ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第3次）の策定について
4	日 時	令和3年11月22日（月）午前9時～11時
4	場 所	市庁舎6階農業委員会室（601号室）
4	内 容	① 「福知山市みんなの多様な性を尊重する条例」（案）について ② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第3次）の策定について
5	日 時	令和4年1月27日（木）
5	内 容	① 「福知山市みんなの多様な性を尊重する条例」（案）について ② パブリックコメントの結果について ③ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第3次）の策定について

令和3年度男女共同参画推進会議幹事会

男女共同参画推進会議幹事会（全5回、内1回書面）		
1	日 時	令和3年6月11日（金）午前10時～11時30分
	内 容	① 令和3年度男女共同参画の取組について ② 令和3年度男女共同参画推進会議幹事会の取組について ③ 福知山市男女共同参画推進条例の改正について ほか
2	日 時	令和3年10月15日（金）午前10時～11時30分
	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 11名
3	内 容	第4次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2021推進のための取組
	日 時	令和3年11月26日（金）午前10時～11時30分
4	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 10人
	内 容	第4次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2021推進のための取組
5	日 時	令和4年1月13日（木）午前10時～11時30分
	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム 11人
主な活動	内 容	第4次福知山市男女共同参画計画はばたきプラン2021推進のための取組
		<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き、市内の企業等における女性登用の啓発を目的に「ふくちやま☆えるぼし」を検討。制度実現に向けて、入札参加資格の加点制度、就職説明会等の出展優先枠利用制度など、制度のメリットとなる内容を提案。 ・「福知山市みんなの多様な性を尊重する条例（案）」に基づく、パートナーシップ制度の利用者向けガイドブックを作成。表紙やカードデザインに桔梗を用いて福知山市らしさを伝え、また「好きな人が partner」というキャッチコピーなど利用者に寄り添う内容となるよう提案。

令和3年度男女共同参画推進事業概要

1 啓発事業

【啓発】

事業名	男女がともに考える「はばたきミーティング」(全3講座、第2講座は新型コロナの影響により中止)
事業概要	「はばたきプラン2021」推進事業の一環として、幅広い市民の男女共同参画のための学習の場として、男女共同参画センター等でのセミナーを開催。
第1講座	開催日 令和3年7月10日(土) 午後1時30分～3時30分
	会場 福知山市民ホール
	テーマ 性の多様性から「じぶん」について考える。～誰もが排除されない社会をめざして～
	講師 田中一歩さん・近藤孝子さん(にじいろアイル)
	参加者 76人
第2講座 【中止】	備考
	開催日 9月5日(日) 午後1時30分～3時
	会場 福知山市民ホール
	テーマ そつか「コレなら出来る!新発見おもしろ防災
	講師 南あきこさん(おもしろ防災アドバイザー)
第3講座	備考
	開催日 令和3年11月12日(金) 午後1時30分～3時
	会場 福知山市民ホール
	テーマ 親子ではじめる性教育!
	講師 杉山伸子さん(由良産婦人科医院産婦人科医)
成 果 課 題	参加者 93人
	備考 共催：福知山市要保護児童対策地域協議会
成 果 課 題	全2回の講座を開催。第1講座は、教員・幼稚園教諭等の教育現場からの参加も多くあり、「多様な性」をテーマに子どもが自分の好きを大切にして安心して育っていくために大人はどんなことができるかについて講師2人の体験を交えてお話しいただいた。第3講座は、子育て世代の参加が多く、終了後も質疑応答があり、参加者満足度も非常に高かった。今後も幅広い世代への啓発となるよう、より身近なテーマで継続した啓発を行っていく。

事業名	はばたき企業啓発セミナー（新型コロナの影響により中止）
事業概要	「はばたきプラン2021」推進事業の一環として、市内企業及び事業所を対象としたセミナーを実施。
第1講座 【中止】	開催日 令和3年9月28日（火）午後1時30分～2時30分
	会場 福知山市民ホール
	テーマ 弁護士が教える！最新ハラスメント対応
	講師 里内 友貴子さん（合同会社WLBC関西・里内法律事務所）
	対象者 市内企業及び事業所人事担当者、市民
	備考 共催：福知山市企業人権教育推進協議会
第2講座 【中止】	開催日 令和4年2月21日（月）午後1時30分～2時30分
	備考 ※第1講座を延期し、第2講座と位置づけた。
成 果 課 題	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。

事業名	デートDV防止ワークショップ
事業概要	「はばたきプラン2021」推進事業の一環として、市内中学校及び高校を対象としたデートDV防止ワークショップを実施。
第1講座	開催日 令和3年11月18日（木）午後1時20分～4時10分
	会場 福知山高等学校
	テーマ デートDV防止
	講師 人権学習サークルWITH YOU
	対象者 福知山高等学校3年生（6クラス）
	参加者 204人
第2講座	開催日 令和3年11月19日（金）午後2時40分～3時30分
	会場 大江高等学校
	テーマ デートDV防止
	講師 人権学習サークルWITH YOU
	対象者 大江高等学校1年生（1クラス）
	参加者 25人
第3講座	開催日 令和3年12月16日（木）午前9時50分～10時35分
	会場 福知山高等学校三和分校
	テーマ デートDV防止
	講師 人権学習サークルWITH YOU
	対象者 福知山高等学校三和分校2・3年生（1クラス）
	参加者 14人

第4講座	開催日	令和4年2月17日(木) 午前9時5分～9時45分
	会場	福知山成美高等学校
	テーマ	デートDV防止【オンラインにて実施】
	講師	人権学習サークルWITH YOU
	対象者	福知山成美高等学校1年生(11クラス)
	参加者	234人
成 果 課 題	市民活動団体と協働し、若年層へのデートDV防止啓発として、市内高校生を対象としたワークショップ形式による学習機会を提供できた。新型コロナウイルス感染症対策により、グループでのワークショップができず個人ワークとなつたが、受講した生徒の理解としては、しっかりと問題を受け止めてデートDVについて考える機会となっている。今年度はオンラインでも実施した。今後も各学校と連携し、教職員も含めて継続した啓発を行っていく。	

【協働】

事業名	第24回はばたきフェスティバル(新型コロナウイルス感染症の影響により中止)	
事業概要	「第24回はばたきフェスティバル」を開催。実行委員会による企画、運営を行い、男女共同参画社会の実現に向けて参加者相互の交流を図る。	
中止	開催日	令和4年2月27日(日)
	会場	福知山市民ホール
	テーマ	あなたが変わると家族も変わる、そして社会を変える
	時 間	午後1時～午後3時
	場 所	福知山市民ホール
	対象者	市民
	講演会	○オープニング お氣凍亭おけらさんによる落語 ○講演 「あなたが活躍できる地域づくりへなぜ女性の方が重要なのか～」 講師：竹安栄子さん(京都女子大学学長)
実行委員会	13団体、個人1名	

事業名		事業内容
事業概要		男女共同参画社会の実現をめざし、市内の女性団体やグループ相互の交流・情報交換などの活動を広げるためのネットワークで、女性団体の連絡調整及び育成を行っている。 (構成数：令和4年3月31日現在 12団体、個人1名)
第1回 会議	日 時	令和3年6月28日(月) 午前9時30分～11時
	場 所	市庁舎6階農業委員会室(601号室)
	内 容	【協議事項】 ・令和2度事業報告について ・令和3年度事業計画について
第2回 会議	日 時	令和3年10月13日(水) 午前9時30分～11時
	場 所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム
	内 容	【協議事項】 ・女性に対する暴力をなくす運動期間について ・はばたきネットワーク学習会について
第3回 会議	日 時	令和4年3月25日(金) 午前9時30分～11時
	場所	男女共同参画センター 女性活動支援ルーム
	内 容	【協議事項】 ・令和3年度事業報告(案)について ・来年度に向けての検討
第1回 学習会	日 時	令和3年12月3日(金) 午後1時30分～3時
	場 所	福知山市民ホール
	テ マ	「はばたきプラン2021をひも解いてみよう」
	講 師	人権推進室職員
	参 加 者	60人
第2回 学習会	日 時	令和4年3月22日(火) 午後1時30分～3時
	場 所	福知山市民ホール
	テ マ	「日本を変えた女性たち」DVD鑑賞
	参 加 者	53人
DV防止 展示	期 間	令和3年11月12日(金)～11月30日(火)
	場 所	ハピネスふくちやま1階、男女共同参画センター、市庁舎1階ロビー、図書館中央館、大江支所、三和支所、夜久野支所、三和地域公民館、京都銀行福知山支店、京都北都信用金庫福知山中央支店、各地域公民館
	内 容	パープルリボンメッセージ、パープルリボンの木を展示し、DV防止の啓発を行った。
DV防止 街頭啓発	期 間	【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止】
	場 所	
	内 容	
成 索 課 題	ネットワーク独自事業として、学習会を2回実施した。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらもDVD鑑賞やグループワークなど新たな方法で学習会を企画でき満足度も高いものとなった。街頭啓発は実施できなかつたが、市とネットワークの協働により啓発内容を工夫し、啓発活動ができた。	

事業概要	女性が地域においてその個性と能力を十分に發揮し、活躍することを推進するため、京都府と連携し、女性の活躍の推進を図る事業を行う福知山市内の民間団体における当該事業に係る経費について一部助成する。
補助対象団体	福知山市内において女性の活躍を推進するための事業を実施する民間団体のうち、京都府女性活躍応援事業補助金に採択された団体
補助率(上限)	京都府女性活躍応援事業補助金の補助対象経費のうち、自己負担部分の3分の2以内 10万円(上限)
交付実績	2件

事業名	京都府女性リーダー養成事業等参加者支援
内容	京都府が実施する女性リーダー養成事業(地域女性エンパワーメントセミナー事業)への参加者に対して、バス運行支援を実施。
日時	令和3年11月26日(金)午後1時30分~3時30分
場所	みやづ歴史の館 文化ホール

事業名	女性活躍セミナー(①女性社員向け研修全2回・②管理職・人事担当者向け研修1回【中止】)
事業概要	出産や子育て期をむかえた女性が就労を継続でき、キャリアアップをめざすことができる職場環境づくりのため、労働者と雇用者双方に対して意識改革の研修を実施し、市内企業における女性活躍の推進を図る。
① 女性社員向け研修(全2回)	
開催日	令和3年10月19日(火)午後1時~3時
会場	市民交流プラザふくちやま 会議室4-1
テーマ	日常と未来が楽しくなる手帳活用
対象者	市内企業及び事業所等で働く女性社員
講師	湯元 理絵さん(キャリアコンサルタント・エコランソ代表)
開催日	令和3年12月10日(金)午後1時~3時
会場	市民交流プラザふくちやま 会議室4-1
テーマ	探しものゼロで仕事効率UP!わたしのデスク革命
対象者	市内企業及び事業所等で働く女性社員
講師	笹田 奈美子さん(整理整頓コンサルタント・cozyroom 代表)
② 管理職・人事担当者向け研修(1回)(中止)	
開催日	令和3年11月19日(水)午後1時~3時
会場	市民交流プラザふくちやま 会議室4-2
テーマ	本日の会議運営
対象者	企業の経営者・管理職・人事担当者等
講師	明美さん(一般財團法人女性活躍推進会会員の方を募集)

成果 課題	市内企業における女性活躍推進に向けた啓発として、手帳活用やデスク周りの整理などの実践的な内容で研修できた。今後はより多くの参加者を得るため、開催時間やオンラインも検討していく必要がある。
----------	---

事業名	ふくちやま女性起業家応援事業 「ぶち起業女子校」
事業概要	「女性起業家のたまごが育つまち」をめざして、自分の趣味や好きなことを活かしたプチ起業を応援する。地域に潜在する起業をめざす女性を対象に、ワークショップ・交流会、チャレンジショップを実施し、起業に必要なノウハウ等必要なヒントをつかむ機会を提供する。起業へのハードルをさげ、参加者の起業意欲を高め、産業支援センターの起業相談・産業観光課が実施する事業へつなぐことにより一的な女性起業支援の流れを作る。 令和3年度は新しい挑戦として、「ぶち起業女子校」として市内女性起業家団体 FLOOP・THE610BASEと協働で1DAY起業体験チャレンジショップへの出店をゴールに学びを行った。
対象者	起業をめざす又は創業間もない女性
【基礎教室】 1時間目	開催日 令和3年10月6日(水)午後1時～3時30分 会場 THE 610 BASE テーマ お話し会 講師 谷 文絵さん(絵本ちゃん代表) 井上 大輔さん(井上株式会社代表) 参加者数 32人
【基礎教室】 2時間目	開催日 令和3年10月28日(木)午前10時～午後0時 会場 市民交流プラザふくちやま 交流スペース テーマ 交流会 講師 FLOOP 参加者数 20人
【実践教室】 3時間目	開催日 令和3年11月17日(水)午前10時～午後0時 会場 市民交流プラザふくちやま 交流スペース テーマ 学ぶ会 講師 井上 大輔さん、FLOOP 参加者 14名
【実践教室】 4時間目	開催日 令和3年12月12日(日)午前10時～午後3時 会場 THE 610 BASE テーマ 1DAY起業チャレンジショップ習い事フェスタ 参加者 263名
備考	共催:福知山市産業支援センター 後援:福知山商工会議所、福知山市商工会
成果 課題	産業観光課・市民団体・民間企業・関連機関等と協働で実施でき、より幅広い内容となった。行政開催のセミナーに感じる敷居の高さを壊し、今まで踏みとどまっていた方にもチャレンジするきっかけとなった。参加者同士が交流しながら1つのイベントを作り上げることができ、事後アンケートでも参加者の満足度が非常に高く、参加者中の2名が起業されるという実績にもつながった。今後、より継続的な事業となるよう、関係課と連携を図りながら進めていく。

2 支援事業

【活動支援】(内容) 女性活動支援ルームは男女共同参画社会の実現に向け、女性の活動に対する支援の場としてさまざまな団体に利用されている。

女性活動支援ルーム利用状況

月	利用回数	利用人数
4月	32回	248人
5月	17回	96人
6月	28回	182人
7月	36回	269人
8月	31回	174人
9月	19回	98人

月	利用回数	利用人数
10月	34回	265人
11月	40回	312人
12月	32回	250人
1月	22回	133人
2月	20回	104人
3月	35回	278人

合計	346回	2, 409人
----	------	---------

3 相談事業

事業名	女性相談
事業目的	女性に対する暴力や就業、セクシュアリティ等女性の権利に関する相談に応じるとともに、問題の早期解決を図る。
事業内容	年間実施回数等 22回 (内4回は性別にこだわらない相談) 時間 午後1時～4時 (各回1人1時間、3人まで) 場所 男女共同参画センター相談室 相談対応 女性問題専門カウンセラー 人数(件数) 30人(40件)
成 果 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容は離婚、夫婦間の問題が多い。 ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、緊急事態宣言等発令期間中は、対面ではなく、電話による相談とした。対面での相談を希望される方も多く、電話対応となつたことでキャンセルされる方もいた。 ・緊急性の低い相談内容で、継続して相談を受けることを希望される場合もあるため、上限を5回とし、それ以上はキャンセル待ちで予約を受け付ける。

事業名	性別にこだわらない相談
事業目的	性別に関わらず、どなたも安心してセクシュアリティに関わる悩みやパートナーとの関係などについて相談できるよう実施する。
事業内容	年間実施回数等 4回 時間 午後1時～4時 (各回1人1時間、3人まで) 場所 男女共同参画センター相談室 相談対応 専門カウンセラー 女性以外の人数(件数) 7人(8件)
成 果 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は男性からの相談が大幅に増加した。 ・相談内容は、夫婦問題が多かった。また、男性のための電話相談を実施しているが、対面で先生に話を聞いてもらえたことで気持ちが落ち着いたと言われる方也有った。 ・引き続き相談窓口の案内、啓発に努める。

事業名	男性のための電話相談
事業目的	様々な要因で植え付けられた性別役割分担意識により、「男性だから人前で泣いてはいけない」「男性だから我慢をする」など男性に課せられている意識が社会には存在する。家庭問題や職場での人間関係に悩んでいる男性、新しい生き方を模索している男性のために男性臨床心理士による電話相談を実施する。
事業内容	年間実施回数等 4回 時間 土曜日（午前10時30分～12時）月曜日（午後5時30分～7時） 各回1人30分、3人まで 相談対応 男性の臨床心理士 人数（件数） 3人（4件）
成 果 課 題	・新型コロナウイルス感染症拡大により悩みを抱える人も多くいると予想されたが、相談人數や相談内容への影響はなかった。 ・少ない人数ではあるが、新規の相談者もあり、相談窓口は必要であると感じる。

事業名	女性の弁護士による女性法律相談
事業目的	女性に対する暴力やストーカー、セクシュアル・ハラスメント等女性の人権に関する問題について、市民が無料で法律相談を受ける機会を設け、法律の専門的な情報を提供し早期解決を図る。
事業内容	年間実施回数等 8回 時間 水曜日、午後1時～午後4時（各回1人45分、定員4人） 場所 男女共同参画センター相談室 相談対応 女性の弁護士（京都弁護士会） 人数（件数） 22人（22件）
成 果 課 題	・相談内容は離婚に関することが多い。 ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、緊急事態宣言発令中は相談が少なかった。

〈女性相談内容の内訳〉

* 1人1カウント。同一人が継続して複数回相談した場合も1とカウント。情報提供を含む。

内（ ）は性別にこだわらない相談

	職員対応			女性問題カウンセラーによる女性相談（専門）			女性弁護士による女性法律相談（専門）			【職員・女性・法律】合計		
年度	3 年 度	2 年 度	元 年 度	3 年 度	2 年 度	元 年 度	3 年 度	2 年 度	元 年 度	3 年 度	2 年 度	元 年 度
年間実施回数 (性別にこだわらない相談の女性以外の人数)				22 (4)	22 (4)	22 (4)	8	8	8			
DV	65	69	82	4	6	6 (1)	5	5	3	74	80	91
離婚	3	9	6	9 (4)	9	7 (1)	9	7	7	21	25	20
セクシュアル・ハラスメント	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1
ストーカー	4	4	3	0	0	0	0	0	1	4	4	4
夫婦関係	3	12	2	6	8	3	1	3	4	10	23	9
家庭	8	12	4	4 (1)	6	7	1	3	2	13	21	13
その他	16	25	23	7 (2)	7	8	6	6	9	29	38	40
計	100	131	120	30 (7)	37	32 (2)	22	24	26	152	192	178

4 DV被害者等支援

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第2次)」に基づき支援を行った。

DV被害者が安心して安全な生活をするために、被害者の気持ちに寄り添い、府内DV被害者支援担当課と連携を図りながら、関係機関（家庭支援総合センター、警察等）への情報提供、一時保護やDV被害者の自立に向けての支援など総合的な支援を実施するとともに、女性問題カウンセラーによる女性相談や女性の弁護士による女性法律相談等の専門相談を実施した。

府内DV被害者支援担当課会議、福知山市DV・ストーカー対策ネットワーク会議（福知山警察署等京都府関係機関との情報共有）の定期開催、また、北部市町DV担当者会議等への参加など、関係部署との連携強化に努め、適切な支援に繋げることができた。

DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置等の設定に関する対応等について、府内担当課間において統一した対応を図るため、DV等被害者情報の漏洩防止とDV等被害者の安全確保についてDV等被害者情報管理体制（平成30年度整備）に基づき支援をした。

多様な性（SOGI）について、他人事ではなく自分自身のこととして理解を深め、だれもが相談しやすい環境整備と啓発に努めた。

SOGI

SO (Sexual Orientation=性的指向)

GI (Gender Identity=性自認)

*LGBTがL《レズビアン》、G《ゲイ》、B《バイセクシュアル》、T《トランスジェンダー》を指し、そのカテゴリーに当てはまる人と、当てはまらない人があるのに対し、SOGIは、『誰にでも性的指向と性自認があり、それによって差別されてはいけない』という考え方を示すもので、すべての人に関わること。

5 情報・啓発資料

【情報掲載資料】

掲 載 資 料	内 容 (テーマ)	備 考
広報ふくちやま 4月号・HP 両丹日日新聞	・「はばたきネットワーク」メンバー募集	募集
	・第24回「はばたきフェスティバル」実行委員会募集	
市公式SNS LINE・HP	・令和3年度各種男女共同参画センター相談	お知らせ
広報ふくちやま 6月号・HP	・男女共同参画週間展示(6/23~6/29) ・はばたきセミナー第1講座(7/10)	お知らせ
広報ふくちやま 9月号・HP 市公式SNS LINE	・女性活躍推進セミナー女性社員向け研修 第1講座(10/19)	お知らせ
広報ふくちやま 10月号・HP	・ぶら起業女子校(10/6~12/12)	お知らせ
広報ふくちやま 11月号・HP 市公式SNS LINE	・女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~11/25) ・はばたきセミナー第3講座(11/12) ・ぶら起業女子校特集(10/6~12/12) ・女性活躍推進セミナー正社員向け研修 第2講座(12/10)	お知らせ
広報ふくちやま 1月号・HP	第24回はばたきフェスティバル(2/27)	お知らせ
広報ふくちやま (相談がある月)	相談案内(女性相談・女性の弁護士による女性法律相談・性別にこだわらない相談・男性のための電話相談)	お知らせ

【啓発資料】

資 料 名	規 格	備 考
DV防止啓発用カード	名刺大・2色刷	市関係施設、医師会、民間事業所、各自治会宛等に配布
デートDV防止啓発用 パンフレット	A4三折・2色刷	・市内高校1年生に配布 ・WITH YOUによる「デートDV防止プログラム、ワークショップ」実施 ・高校、中学校で受講生徒に配布

【男女共同参画センター情報紙】

発行	主な内容
令和3年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力をなくす運動 ・性教育、性的同意について
備考	発行部数：約400部 配布先：市関係機関、子育て支援センター、はばたきネットワーク等

【男女共同参画センター啓発展示】

啓発期間	啓発内容
令和3年4月	AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間 レインボーフラッグ誕生物語
令和3年6月	男女共同参画週間（6/23～6/29） 男のええ加減料理／多様な性について／プリンセスから見るジェンダー
令和3年11月	女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～11/25）
令和4年3月	LGBTQ啓発パネル展

「はばたきプラン2021」実施計画 計画期間：令和3年～7年度

番号	課題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課
1	1 ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進と女性に対する暴力の根絶	DV被害者相談事業	DV被害者の相談スキルを向上させ、DV被害者の救済と適切な支援の入り口となるDV相談を行う。	職員の相談スキルを向上させ、DV被害者の救済と適確な支援の入り口となるDV相談を行う。	人権推進室
	DV防止啓発事業		11月のDVをなくす啓発期間にあわせ、DVの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	11月のDVをなくす啓発期間にあわせ、DVの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	人権推進室
	相談窓口の周知事業		女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「DV相談支援カード」を設置する。	女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「DV相談支援カード」を設置する。	関係する部署 学校教育課
	2 若年層へのあらゆる暴力の防止啓発	学校における人権教育	各校の人権教育推進計画に基づいて、対等な人間関係の大切さや、子どもを暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための学習に取り組む。 子どもが相談できる窓口の広報・周知や関係機関との連携を図り、子どものSOSを見逃さない体制づくりを推進する。	各校の人権教育推進計画に基づいて、対等な人間関係の大切さや、子どもを暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための学習に取り組む。 子どもが相談できる窓口の広報・周知や関係機関との連携を図り、子どものSOSを見逃さない体制づくりを推進する。	学校教育課
	3 社会的に弱い立場の女性への人権侵害の防止	子どもも安全対策事業	市内中学校、高等学校と連携しデータDV防止に向けた学習機会を提供する。	市内中学校、高等学校と連携しデータDV防止に向けた学習機会を提供する。	人権推進室
	4 被害女性に対する救済と支援	女性のための相談事業	子どもたちの防犯、暴力からの安全確保のために、防犯ブザーの配布、安全教育、様々な周知啓発を行う。また、地域の見守り隊と連携し、登下校の安全対策を推進する。	子どもたちの防犯、暴力からの安全確保のために、防犯ブザーの配布、安全教育、様々な周知啓発を行う。また、地域の見守り隊と連携し、登下校の安全対策を推進する。	学校教育課
			女性が抱える様々な悩みについて、女性問題専門のかウンセラーが相談を受ける。また、複雑多様化する女性相談の内容に対応するために、女性の弁護士が法律の側面から専門的な情報を持続して、問題の早期解決を図る。	女性が抱える様々な悩みについて、女性問題専門のかウンセラーが相談を受ける。また、複雑多様化する女性相談の内容に対応するために、女性の弁護士が法律の側面から専門的な情報を持続して、問題の早期解決を図る。	人権推進室
		女性相談・DV相談の周知	多くの市民が訪れる市民課の窓口に「相談一覧案内チラシ」及び「DV相談支援カード」を置き、相談窓口の周知と啓発に努める。	多くの市民が訪れる市民課の窓口に「相談一覧案内チラシ」及び「DV相談支援カード」を置き、相談窓口の周知と啓発に努める。	市民課
	DV被害者住民基本台帳事務支援措置		DV被害者を加害者から守るために、転入・転出・転居等住民登録の手続きの際に、被害者からの申し出により、「要注意情報」を登録し、住民票等の請求について配慮するとともに、庁内の関係機関と連携を取り、DV被害者の保護に努める。	DV被害者を加害者から守るために、転入・転出・転居等住民登録の手続きの際に、被害者からの申し出により、「要注意情報」を登録し、住民票等の請求について配慮するとともに、庁内の関係機関と連携を取り、DV被害者の保護に努める。	市民課
	市営住宅入居募集		DV被害者への市営住宅の目的外使用や母子家庭への市営住宅の優先枠の確保を行う。	DV被害者への市営住宅の目的外使用や母子家庭への市営住宅の優先枠の確保を行う。	建築住宅課
	母子生活支援事業		DV被害者の母子自立支援施設への入所により母子の心身の安全を確保し、自立に向けた支援に結びつける。	DV被害者の母子自立支援施設への入所により母子の心身の安全を確保し、自立に向けた支援に結びつける。	子ども政策室
	DV被害者支援事業		・被害者の国民健康保険加入とともに経済的な支援 ・被害者の住民を確保するとともに経済的な支援 ・被害者の子どもの予防接種、乳幼児健診、健康相談、 ・被害者の子どもの心身の健康支援 ・被害者の子どもの就園支援 ・被害者の子どもの就学支援 ・被害者の発見と相談	・被害者の国民健康保険加入とともに経済的な支援 ・被害者の住民を確保するとともに経済的な支援 ・被害者の子どもの心身の健康支援 ・被害者の子どもの就園支援 ・被害者の子どもの就学支援 ・被害者の発見と相談	保険年金課 社会福祉課 子ども政策室 学校教育課 市民病院

女性に対する暴力の根絶と人権の尊重

番号	課題	具体的施策	事業名	概要	所管または実施課
1	女性に対する暴力の根絶と人権の尊重	5 相談体制の充実と市外関係機関との連携強化	市民相談事業 家庭児童相談事業	市政に対する要望や苦情、日常の困りごとにに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催。 子育てをはじめとする様々な悩みについて、相談員が常時相談を受ける。	市民課
			女性のための相談事業	女性が抱える様々な悩みについて、女性問題専門のカウンセラーが相談を受ける。また、複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性の弁護士が法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図る。	子ども政策室
			人権相談	広く人権にかかる相談の場として月4回特設相談を実施。	人権推進室
			男性のための電話相談	様々な要因で植えつけられた性別役割分担意識によって、家庭や職場での人間関係等に悩む男性を対象に男性精神科心理士による相談を実施する。	人権推進室
			障害者相談支援事業	相談支援事業所に事業委託し、障害のある人やその家族等のさまざまな相談に応じる。(人権相談に限らない)	障害者福祉課
			京都府関係機関との連携	警察、中丹西保健所、京都府北部家庭支援センターなどと連携を行う。	人権推進室
2		6 ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担の解消の取組	はたときセミナー	固定的な性別役割分担意識を解消するための啓発を継続実施する。	人権推進室
		7 多様なメディア・コンテンツにおける男女共同参画の推進	広報ふくちやま発行事業	暮らしに役立つ広報誌として市政情報などを掲載した「広報ふくちやま」を毎月1回発行し、市内外世帯に配布する。啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組を紹介することで住民の意識を高める。	秘書庁報課
			ホームページ運営事業	最新の市政情報を市民や市外へ情報発信する。	秘書庁報課
		8 市民への啓発の推進	市刊行物における表現の配慮 共に幸せを生きるまちづくり人権講座	男女共同参画の視点から、市の刊行物の表現を点検する。 あらゆる人権問題の解決に向け、地域での実践に結びつけるため、地域公民館や学校との連携により人権講座を実施。	全部署 人権推進室
			差別を許さない人材育成事業(STAR事業)	21世紀を担う全ての子どもたちが、一人ひとりの人生を大切にし、あらゆる差別を許さない、子どもに成長することを願い、子どもたちを育成する。	人権推進室
			はたときセミナー	年4回の講座を開催。講座内容は、固定的な性別役割分担意識、D V、女性活躍推進等の男女共同参画社会の実現に向けたテーマを設定して実施する。	人権推進室
			男女共同参画年次報告書作成	男女共同参画の推進等に関する市施策の実施状況と効果等について報告書を作成し、公表する。	人権推進室
			広報ふくちやま	話題にてシリーズ人権、講演会のが知らせ、各種相談の日程、意識調査結果、はたきプランなどについて記載し、市民に周知する。人権特集号を作成。	人権推進室

番号	課題	具体的な施策	事業名	概要		所管または実施課
				内容	実現を図る方法	
2	8 市民への啓発事業	人権ふれあいセンター・児童館・教育集会所における啓発事業	人権ふれあいセンター、児童館・教育集会所にて市民啓発として講演会を実施。また、各施設によりの中、個人として能力を發揮できる男女共同参画の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	人権ふれあいセンター、児童館・教育集会所で実施する高齢者教室で全ての人が性別による差別を受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進するとともに、健康づくり効果、生きがい政策事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。	人権推進室 子ども政策室	人権推進室 子ども政策室
		高齢者教室		人権ふれあいセンター、児童館・教育集会所で実施する高齢者教室で全ての人が性別による差別を受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進するとともに、健康づくり効果、生きがい政策事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。		
		地区公民館巡回講座		・地域公民館や自治会で自主的に取り組まれる人権学習に職員が出向き、啓発DVD等を活用した講座を実施。 ・DVDの選定にあたり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けたテーマのものも候補とする。	人権推進室	人権推進室
				園児が園生活の中でこれまでの男女の固定的な性別役割分担意識や概念にどちらわれるこことなく、自分しさとお互いを大切にする意識を自然に学び、認識できるよう指導内容での教育を行なう。また、保護者と関わる中で、家庭における固定的な性別役割分担意識の解消への啓発を行う。	子ども政策室	子ども政策室
	9 学校教育における男女平等と固定的な性別役割分担意識の解消のための教育の推進	幼稚園教育		男女共同参画について、各校の人権教育推進計画に基づいて行う。各教科・人権学習の中で男女共同参画について正しい知識と実践力を培う学習を実施する。	学校教育課	学校教育課
		学校における人権教育		年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジエンダーに敏感な視点を養う。	職員課 全部署	職員課 全部署
	10 職員研修の充実と人材の育成	市職員研修		男女共同参画や人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行なうことにより、職員の人権意識の向上やジエンダーに敏感な視点を養う。	子ども政策室	子ども政策室
		幼稚園職員研修		男女共同参画に関する校内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジエンダーに敏感な視点を養う。	学校教育課	学校教育課
		教職員研修		男女共同参画や人権について研修を行い、職務とのかかわりを通じて、人権意識の高揚やジエンダーに敏感な視点を養う。	教育総務課	教育総務課
		学級用務員研修		男女共同参画の視点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。	消防本部総務課	消防本部総務課
		消防団員研修		保育の質を担保する保育園職員の保育士が京都府や保育協会が実施する研修に参加し、子どもや家庭の支援に関する研修を受講し、人権尊重を保障の基盤とする。	子ども政策室	子ども政策室
		保育園職員研修		各地区で計画実行されている人材育成基本計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施。	人権推進室 子ども政策室 教育総務課 学校教育課 学生学習課	人権推進室 子ども政策室 教育総務課 学校教育課 学生学習課
		差別を許さない人材育成基本計画				

意識改革のための教育・学習と啓発の推進

課題番号	課題題名	具体的実施策	概要		
			事業名	所管または実施課	
2 育意 ・識 学改 習と の教 めの 推進	10 隊員研修の充実と人材の育成	男女共同参画人材育成事業	教育現場および市職員の男女共同参画推進に資する人材育成の実施。	人権推進室	
	11 意識調査の実施	市民意識調査の実施	市民対象の人権意識調査を実施するなかで、男女共同参画の意識も調査する。	人権推進室	
3	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	男女共同参画に関する市民意識調査市民対象に男女共同参画に関する意識調査を実施する。	人権推進室	人権推進室	
	12 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する理解の促進	はばたきセミナー	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい理解の周知と啓発に関するセミナーの実施。	健康医療課 子ども政策室	
4	13 生涯を通じた男女の心身の健康づくりの支援	女性のライフスタイル支援事業	①妊娠健診を公費負担で実施 ②妊娠中の産科健診を公費で1回実施 ③助産師・保健師等の妊娠・産婦・新生児・乳児に対する指導や育児支援として訪問指導実施 ④⑤子宮がん・乳房がんモダラティ併用検診の実施。検診受診率が低く、これまで受診されなかつた人にともにがん検診の重要性等について理解を促進し、今後の継続的な受診を促すため国・補助を受け、働く女性支援のためのがん検診推進事業(子宮頸がん検診(20歳)、乳房がん検診(40歳)の受診啓発と検診費用の無料クーポン券を個別送付し、受診勧奨。 ⑥子育て中の女性や更年期世代への健康教育を継続して実施。	人権推進室	人権推進室
	14 性的マイノリティへの理解促進	はばたきセミナー	人権ふれあいセンターにおいて定期的に健康相談を実施。	人権推進室	
4	生涯スポーツの推進	生涯スポーツの推進	多様化するニーズに対応した、スポーツ機会の提供やより使いやすいスポーツ施設への整備によりスポーツ関与率の向上を図る。	文化・スポーツ振興課	
	15 性的マイノリティへの理解促進のための性別欄記入制度の導入	はばたきセミナー	性的マイノリティへの理解促進に向けた、LGBTQ+をテーマとするセミナーの実施。	人権推進室	
4	性的マイノリティ等多様な性へ理解促進支援	学校における人権教育 教職員研修	各校の人権教育推進計画に基づいて、多様な性への理解を深めるため、各教科・人権学習の中で正しい知識と実践力を培う学習を実施する。 教職員が多様な性への理解を深め、適切な支援ができるよう、研修の充実を図る。	学校教育課	
	16 性的マイノリティの相談体制の整備と支援	社会の仕組を変える働きかけ	同性ペートナーの関係を公的に認め、生きづらさを軽減し、誰もが自分ができる社会をめざし、パートナーシップ制度の導入を検討する。	人権推進室 全部署	
4	公文書等への性別欄表記の見直し	パートナーシップ制度の導入	多様な性を尊重するため、必ずしも性別記載が必要でない公文書等の見直しを行う。	人権推進室	
	16 性的マイノリティの相談体制の整備と支援	性別にこだわらない相談	性別に関わらず、男性、女性、性的マイノリティの人も誰もが、心の悩みを相談できる窓口として開放し、性のあり方を正しく理解し、多様性を受け入れれる社会づくりの一助とする。	人権推進室	

番号	課題	具体的な施策	事業名	概要	所管または実施課室
5	17 家庭における男女共同参画の推進	アマリーサポートセンター事業 はばたきセミナー	育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる会員組織として福知山市子育てアマリー・サポート・センターを設置し、安心して子育てができる環境づくりを行ふ。	家庭生活とそれ以外の生活の両立を可能にする、働き方の見直しをはじめとする、両立支援セミナーを実施。	子ども政策室
	18 女性の社会参加のための子育て支援の充実	保育園 放課後児童クラブ	子育て支援策として、公立8園、民間20園（内こども園5園）、小規模保育所5園で運営。更に公立園のこども園化や民営化などを進め、保育の充実、持続可能な行政財政運営等を図る。	保護者が就労等により屋間家庭にいなない小学生に対し、放課後や学校休業日に見守りを行い、保護者の就労と子育ての両立を支援する。	子ども政策室
		子育て交流・相談支援好奨事業	地域での子育てをサポートするため、あゆみ保育園（委託）、三和こども園、下夜久野保育園、げん児保育園（直営）に地域子育て支援センターを設置し、子育て相談、園庭開放事業を実施する。また、岡ノ三地域に地域子育て支援ひろば「すくひろば」を設置し、子育てに関する学習会、講座、情報誌の発行、子育て相談、子育て世代交流などの事業を実施する。	生涯学習課	
		妊娠婦にやさしい環境づくり パパ・ママ学級	・「マタニティマークチーンホルダー」を妊娠婦に配布。 ・マタニティマークを広報紙等に掲載し、市民への広報活動を推進。	妊娠婦とその夫が妊娠初期から分娩、育児について主体的に問題解決できるよう参加型集団指導を行う。	子ども政策室
	18 女性の社会参加のための子育て支援	両親学級 ダディ・ママイナラザ	男女共同参画の視点に立ち、男女で協力して妊娠、出産、育児に取り組めるよう、年間6回の教室を実施（うち、3回は土曜日開催）。	妊娠水曜日、日曜日に予約制で実施する。	市民病院
5	家庭・地域における男女共同参画の推進	子育て支援事業 母子支援事業	子育て支援事業 母子支援事業	救急入院や分娩入院で子どもの虐待を疑う事例があつたときに面談と支援を行ふ。	市民病院
		院内助産院		妊娠から出産、産褥を特定の助産師が継続して担当し、安全で満足度の高い出産に繋げていく。	市民病院
	19 男性の家事・育児等への参加の促進	はばたきセミナー 育児休業取得の促進	男性の家庭参加を促進するため、市民を対象とした啓発セミナーを行ふ。	育児休業取得代替の任期付き正規職員の採用をおこなう。	人権推進室
					職員課

番号	課題	具体的な施策	事業名	概要	所管または実施課
5	家庭・地域における男女共同参画の推進	20 活力ある高齢期のための支援策の充実と介護支援	老人クラブ育成 高齢者教育推進事業	生きがいや健康づくり等の事業を実施している福知山市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対する支援。 女性会員への様々な研修会の開催、受講。 (府老連や市老連主催の女性リーダー研修に参加、女性委員の積極的な事業参画などを推進する。)	高齢者福祉課
		21 地域での活動における男女共同参画の推進	シルバー人材センター支援事業	高齢者が自立し、いきいきとした生活と社会参加ができるための健康づくりや介護予防の推進を図る。	中央公民館
		22 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	はばたきセミナー	今まで培ってきた経験や知識を地域活動や学習に活かせる世代間交流と社会参加により地域への参画を推進する。	中央公民館
6	職場における男女共同参画の推進	23 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	福知山市企業人権教育推進協議会 幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者設置	シルバー人材センターの会員が、長年培ってきた知識や経験、技能を活かし、就業を通じて社会参加することで自らの生きがい創出と健康維持を図ることとともに、地域社会への貢献により地域活力の向上に寄与することを目的に、シルバー人材センターの活動を支援することとともに、就業機会の提供に配慮する。 女性も男性も地域活動に参加できるよう働き方の見直しなどワーク・ラフ・バランスの推進についての啓発を実施。	産業観光課 産業観光課 人権推進室 人権推進室
			福知山雇用連絡会議	福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法等公正採用について啓発するパンフレットを作成し、商工会議所・商工会议等を通して配布する。また、就職フェア等で求職者に対してでも啓發を行う。	産業観光課
			労働安全衛生法の規定による衛生推進者として、小・中学校では教頭、幼稚園では園長を任命し、職場の危険・健康障害の防止、安全衛生教育、健康診断の実施など、労働安全衛生体制の整備に努める。衛生推進者が職場の環境づくり(ワーク・ライフ・バランスの推進)に努める。心身の不調が認められる者については、面接医等の面談を行う。	学校教育課 子ども政策室	
			超過勤務時間の縮減	生活を送るワーク・ライフ・バランスが実現した社会を目指す。 ・幹部職員が率先した定時退庁 ・超過勤務時間の縮減のための意識啓発等 ・ノーウェーブイニシアチブの実施、強化 ・業務改善	職員課 全部署
			次世代育成支援対策 特定事業主行動計画の推進	次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布。育儿休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援。男性職員による特権的な制度の活用。代替要員の確保。家庭・男女の役割についての意識啓発。超過勤務の縮減。休眠の取得促進。子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組(女性職員を対象とした取組、管理職等を対象とした取組)	職員課 全部署

番号	課題	具体的な施策	事業名	概要	所管または実施課
6	24 職場におけるハラスメント	ハラスメント苦情処理委員会	ハラスメントハラスメントの防止により様々なハラスメントの防止に取り組む。	職員課	
	はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを事業所向けに企画し、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、様々なハラスメント防止についての啓発を実施する。	はばたきセミナーを事業所向けに企画し、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、様々なハラスメント防止についての啓発を実施する。	人権推進室	
	25 女性の就労支援	女性活躍推進セミナー	出産や子育て期をむかえた女性が就労を継続でき、キャリアアップをめざすことができる職場環境づくりのため、労働者側と経営者側双方に対してそれぞれ意識改革の研修を実施し、市内企業における女性活躍の推進を図る。	出産や子育て期をむかえた女性が就労を継続でき、キャリアアップをめざすことができる職場環境づくりのため、労働者側と経営者側双方に対してそれぞれ意識改革の研修を実施し、市内企業における女性活躍の推進を図る。	人権推進室
	ふるさと就職おうえん事業	就職相談	人権ふれあいセンター等において就職情報を提供し、相談を実施。	人権推進室	
	26 農業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進	農村女性協議会研修会	農村女性が担っている役割に対する正當な評価による女性の地位向上や男女共同参画を目指して、農村女性のネットワーク化を図る活動を展開するとともに、男女共同参画に対する認識を深めるための学習会を開催する。	農林業振興課	
	はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを企業や事業所、自営業者向けに企画し、ワーク・ライフ・バランスの推進や固定的な性別役割分担意識の解消等について啓発を実施する。	はばたきセミナーを企業や事業所、自営業者向けに企画し、ワーク・ライフ・バランスの推進や固定的な性別役割分担意識の解消等について啓発を実施する。	人権推進室	
	27 市審議会等の女性比率の向上	審議会等への女性委員の登用	行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用。	審議会等を運営している部課	
	各種計画、方針決定等への市民意見の反映	パブリックコメント等を行い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を見を反映できる手法の確立。	パブリックコメント等を行い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を見を反映できる手法の確立。	関係する部署	
	28 市幹部職員への女性登用	職員研修事業の充実	政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。	職員課	
	28 市幹部職員への女性登用	市幹部職員への女性登用	女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。(女性職員比率33%) ・女性職員に対する多様なロールモデル(模範となる職員)、キャリアパス(目標とする職位や職務に就くために必要な一連の業務経験やステップ、配置異動などのルール)の紹介や女性同士のネットワークの構築を造り込む取組並びに本市キャリアアップサポート(人事考課制度)の構築を実現する。 女性の職域拡大、職務分担の見直し 職務分担や職場習慣において、性別による偏りがないか、偏りが職場慣行として定着していないかを点検し、必要に応じ見直しを行う。	職員課	
	政策・方針決定の場への女性の参画の促進	教職員の女性採用と、教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。	教職員採用、教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。	学校教育課	

番号	課題	具体的な施策	事業名	概要	
				所管または実施機関	担当課
7	政策・方針決定の促進への女性参画	29 女性起業家支援	福知山市産業支援事業	人権推進室と共催し、女性起業家支援事業を実施する。	産業観光課
		女性起業家支援事業		起業を考える女性のニーズに対応、地域に潜在する女性起業希望者を発掘し、次世代に向けた新たな女性活躍支援及び人材育成事業を創出することを目的として女性起業家支援を行う。	人権推進室
		30 企業や団体における女性登用の啓発	はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを事業所向けに企画し、女性の登用や働き方の見直しについての啓発を実施する。	人権推進室
8	地域活動における女性登用の啓発	31 地域活動における女性登用の啓発	市立公民館運営事業	市立公民館運営会委員の選考方法に一般公募を取り入れ、積極的に女性委員の登用を図る。	中央公民館
		32 女性団体の活動支援とネットワークの推進及び人材の育成	福知山市連合婦人会生涯学習講座	・中央・地域学区別にそれぞれの生涯学習講座を開催・年数回実施する研修の中に、男女共同参画の実現に向けたテーマを取り入れる。	中央公民館
		女性団体ネットワーク		ネットワーク会議やはばたきプランに基づく研修会や意見交流会及び学習会等を実施する。	人権推進室
9	市民との協働体制の確立	33 NPOやボランティア団体との協働支援	消防団活動における積極的な女性参加の促進	女性団体等で構成された実行委員会による企画運営を行う。譲渡金、グルーブワーク、作品展示等の実施により市民への男女共同参画への啓発をするとともに交流の場とする。	人権推進室
		34 平時からの男女共同参画の実現	防災知識の普及活動	平成13年度に発足した「ふくちやまファイヤーエンジニアーズ」を継続して募集するとともに、分団所属の女性消防団員の加入を促進し、消防団活動における女性参加を促進する。	危機管理室
		35 防災における男女共同参画の推進	避難所運営	マップ作成のための地域住民ワークショップにおいて、女性の視点で地域の避難所運営などを検討してもらうよう、女性の参加を呼びかけている。	危機管理室
9	防災における男女共同参画の推進	36 防災の主体的な担い手としての女性の参画	自主防災組織育成事業	地域や団体からの安心安全講座の申し込み時及び防災訓練の参加を依頼する際は、女性の受講・参加を促進する。	消防本部総務課
		防災における男女共同参画の推進		女性用および男女兼用のサニタリーや用品の充実を図っているほか、授乳や障害のある方などが必要に応じて使用できるプライベートデンタルを備蓄している。	危機管理室
9	防災における男女共同参画の推進	37 防災組織の強化	防災組織の強化	各種災害における急生期での活動であり、市民の生命、身体、財産の保護を最優先にするとともに、それぞれに必要なプライバシーに配慮した活動に努める。	防災課
		38 防災組織の強化		自治会を対象に「自主防災リーダー養成講座」を年間3回開講する。・自治会長等の育成が必要となるが、女性受講者の推薦を促し、女性リーダーの育成を推し進める。	防災課
9	防災における男女共同参画の推進	39 防災組織の強化	防災組織の強化	防災会議の構成委員は条例による充て職であり、女性の参画がない場合もあるため、条例改正の検討を進めつつ、選任を受けた委員があらかじめ女性の意見を聞いたうえ会議に参加するなど、女性の意見が反映できるよう呼びかけている。	危機管理室
		40 防災組織の強化			

事業名	具体的な実施策	概要	所管または実施課
広報ぶくちやま	男女共同参画に係る国際的な動向や諸外国の動き等掲載し国際感覚の育成に努める。	男女共同参画に係る国際的な動向や諸外国の動き等掲載し国際感覚の育成に努める。	人権推進室

令和3年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 A B C	担当課
1-1	DV被害者相談事業	職員の相談員としてのスキルを向上させ、DV被害者の救済と適確な支援の入り口となるDV相談を行う。	相談員1名を配置し、被害者からの随時な相談に対応した。相談件数は74件。	・相談対応する職員のスキルアップを図る。 ・個人情報の漏洩防止と、DV等被害者の安全確保について、府内担当職員の共通認識を深める。 ・京都市や警察等関係機関との連携を深め、被害者の保護救済にあたる。	A	人権推進室
1-1	DV防止啓発事業	11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあわせ、DVの実態や被害者へのサポート等に関する講座を実施し、啓発を行う。	データーDV防止啓発のリーフレットを作成し、市内の高校1年生に配布した。	若年層へ向けた啓発活動を実施できた。今後も、大学や高校、中学校と連携した取組が必要である。	A	人権推進室
1-1	相談窓口の周知事業	女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「DV相談支援カード」を設置する。	子ども政策室においては、カードの設置と併せて、子育て支援として個別対応する中で、ケースの個々の状況に応じて窓口を案内し、相談に繋げている。	引き続き、関係機関と連携をとり、必要な対象者へ支援を行う。	A	子ども政策室
1-2	学校における人権教育	各校の人権教育推進計画に基づいて、対等な人間関係の大切さや、子どもを暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための学習を取り組む。 子どもが相談できる窓口の広報・周知や関係機関との連携を図り、「子どものSOSを見逃さない体制づくりを推進する。	いじめをはじめ、対等な人間関係の大切さや、子どもを暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための学習にすべての学校で取り組んだ。また、「子どもの人権 110 番」周知用ポケットカレンダー、「子どもの人権SOSミニレター」をすべての児童生徒に配布し、子どもが相談できる窓口の広報・周知に努めた。	地域や関係機関との連携をさらに図り、子どものSOSを見逃さない体制をさらに整備していく必要がある。	B	学校教育課
1-2	データーDV防止ワークショップ	市内中学校、高等学校と連携しデーターDV防止に向けた学習機会を提供する。	中学生・高校生対象 4回実施（参加者 477名）	今後も引き続き、中学生及び高校生、教職員に向けた啓発を行っていく。	A	人権推進室
1-3	子ども安全対策事業	子どもたちの防犯・暴力からの安全確保のために、防犯ブザーの配布、安全教育、様々な周知啓発を行う。また、地域の見守り隊と連携し、登下校の安全対策を推進する。	京都府防犯・犯罪情報メールの登録を推進した。すべての小学校新1年生676人に防犯ブザーを配布。子ども安全セミナー133名受講。見守り隊と連携した登下校の安全確保に努めた。	見守り隊の高齢化や減少によって、子どもたちの見守り活動が十分にできていない地域があるため、後継者作りが必要である。また、学校統合によりスクールバス通学をする子どもの見守り形態も工夫が必要である。	B	学校教育課
1-3 1-5	女性のための相談事業	女性が抱える様々な悩みについて、女性問題専門のカウンセラーが受ける。また、複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性の弁護士が法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図る。	女性相談は年22回実施（1回3件、全66件） 30人40件の相談があった。 女性法律相談は、年8回実施（1回4件、全32件） 相談人数22人。（1人1回であり、人数=件数）	相談方法は、相談者の希望により、対面や電話等、柔軟に対応した。	A	人権推進室
1-4	女性相談・DV相談の周知	多くの市民が訪れる市民課の窓口に「市女性相談のお知らせ」と「DV相談支援カード」を置き、相談窓口の周知と啓発に努める。	実施している。		A	市民課
1-4	DV被害者住民基本台帳事務支援措置	DV被害者を加害者から守るために、転入・転出・転居等住民登録の手続きの際に、被害者からの申し出により、「要注意情報報」を登録し、住民票等の請求について記載するとともに、府内の関係機関と連携をとり、DV被害者の保護に努める。	基幹系システム上で申出者の住民登録地を、職員も分からないようにしている。 本市住民登録の支援措置申出者：32世帯・75人（令和4年3月末時点）		A	市民課
1-4	市営住宅入居募集	DV被害者への市営住宅の目的外使用や母子家庭への市営住宅の優先枠の確保を行う。	・市営住宅の入居募集時に、ひとり親世帯のみ申込可能とする住戸を1~2割程度設けている。 ・DV被害者の緊急対応として、市営住宅の目的外使用が可能。	・緊急対応により目的外使用を行う場合、住宅は確保できても、生活必需品等が不足する場合がある。 ・目的外使用の入居期間終了後も生活困窮等を理由に退去されない場合がある。	A	建築住宅課
1-4	母子生活支援事業	DV被害者の母子自立支援施設への入所により母子の心身の安全を確保し、自立に向けた支援に結びつける。	4世帯（母4 子6）の施設入所があった。DV、児童虐待の背景に隠れている母親の養育力等複数の課題があるケースが入所することで、母子の心身の安全確保、自立に向けた支援に繋がっている。	児童虐待の背景に隠れている母親の養育力等複数の課題があるケースの増加により、施設入所者が増加している。今後は、定期的な母面談や施設との連携により、自立、退所へと繋げていきたい。	A	子ども政策室
1-4	DV被害者支援事業	被害者の国民健康保険加入についての支援	依頼があった場合に国保加入の手続きを実施しており、引き続き対応していく。	課内における連携、また他課との連携をとり慎重に対応をする必要がある。	A	保険年金課
1-4	DV被害者支援事業	被害者の住居を確保するとともに経済的な支援を行う。	DV被害者の生活の場を確保するため生活保護による経済的支援や相談はなかった。	DV被害者から相談があれば、速やかに経済的支援等の必要性を検討し、速やかに対応していく。	A	社会福祉課

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 ABC	担当課
1-4	DV被害者支援事業	・被害者の子どもの予防接種、乳幼児健診、健診相談、被害者(母親)の心身の健康管理 ・被害者の就園支援	定期予防接種・乳幼児健診・相談について、保護者の希望のもと、了解を得たうえで、住民票のある自治体と連携を取り予防接種が実施できるよう支援をしている。	関係機関が連携を図り、DV被害者とそこに生活する子どもの安全・安心を守るために包括的な支援を提供する。	A	子ども政策室
1-4	DV被害者支援事業	被害者の就学支援	関係課での連絡会議で情報共有等を行い、意見交換しながら対策を進めた。	関係課が多くあり、担当者も変わっていく中で引き継ぎの徹底が必要である。 相談者の状況が様々な為、対応もその都度検討が必要となる。	B	学校教育課
1-4	DV被害者支援事業	被害者の発見と相談	市民病院では虐待防止委員会を年6回開催し、事例を共有している。	早期発見に努めていく。	A	市民病院
1-5	市民相談事業	市政に対する要望や苦情、日常の困りごとに対して、相談員を配置して応じるとともに、定期的に弁護士や司法書士等による専門相談を開催。	窓口相談件数 267件中 女性 115件 弁護士相談件数 130件中 女性 57件 司法書士相談 69件中 女性 39件	今後とも、男女の区別なく相談を受け付け、女性相談が必要な場合は連絡なく男女共同参画係に引き継ぐ	A	市民課
1-5	家庭児童相談事業	子育てはじめとする様々な悩みについて、相談員が常時相談を受ける。	家庭児童相談室における、DVに関する相談件数は0件。子ども政策室内での連携強化により、家庭児童相談室単独での相談から、総合相談窓口全体で相談を受け、関係機関と連携しながら、子どもが安全に安心して育てられる子育て支援と育児環境の整備に努めている。	子育て家庭のDVに関する相談件数は増加傾向にある。引き続き、関係機関と連携をとり、必要な対象者へ支援を行う。	A	子ども政策室
1-5	女性弁護士による女性法律相談	複雑多様化する女性相談の内容に対応するため、女性弁護士が法律の側面から専門的な情報を提供し、問題の早期解決を図る。	女性法律相談は、年8回実施(1回4件、全32件) 相談人數22人。(1人1回であり、人数=件数)	相談方法は、相談者の希望により、対面や電話等、柔軟に対応した。	A	人権推進室
1-5	人権相談(随時)	広く人権にかかる相談の場として実施。	・年間51件の相談を受ける。(うち女性からの相談23件)	人権相談を実施した。	A	人権推進室
1-5 3-13	男性のための電話相談	様々な要因で補えつけられた性別役割分担意識によって、家庭や職場での人間関係等に悩む男性を対象に男性臨床心理士による相談を実施する。	年4回実施(1回3件、全12件)。4件の相談があった。	相談件数は少ないが、男性専門の相談機会を確保していく。	B	人権推進室
1-5	人権相談・心配ごと相談	広く人権にかかる相談の場として、福知山人権擁護委員協議会が実施している特設人権相談・心配ごと相談の支援。	年間52回の実施計画のうち33回の特設相談を開催し、4件の相談を受ける。	・コロナウイルス感染拡大対策の関係で、全ての相談が開催されることはなかったが、相談に対する支援は適切に行えた。	A	人権推進室
1-5	障害者相談員相談事業	日常生活に著しい制限を受けている在宅の障害のある人のために、身体障害者相談員が定期的な相談日を設け、福祉相談等を行うことにより、障害者の日常生活の向上を図る。	委嘱した障害者相談員による相談日を市所管施設で月3回開催。また、電話や面接による相談を随時行うことで、障害のある人の日常生活の支援につながっている。その他、交流会も行う(障害者相談員数:男性7人、女性12人)	当事者に相談員として活動していただいているが、性別により参画が左右される事業ではないが、委託団体が実施される人権研修などで、男女共同参画に関する理解を深めていただくことも必要。	A	障害者福祉課
1-5	京都府関係機関との連携	警察、中丹西保健所、京都府北部家庭支援センター、などと連携をとりながら相談支援活動を行う。	各担当課と連携をとりながら、相談支援を行った。 京都府や警察署と定期の連携会議を行った。(月1回)	府内において、ケースに応じ税務課や学校教育課等、福祉関係部署以外との連携をとり、支援が円滑に進むよう努める。	A	人権推進室
2-6 2-8 3-12 5-17 5-21	はばたきセミナー	年3回の講座を開催。講座内容は、固定的な性別役割分担意識、DV、女性活躍推進等の男女共同参画社会の実現に向けたテーマを設定して実施する。	年2回実施した。講座内容は、「性の多様性からじぶんについて考える」と「親子ではじめる性教育」。参加者は合計で169名。 防災に関するセミナーも企画していたが、新型コロナウイルスの流行により中止となった。	今後も若年層や男性を含め、幅広く啓発する必要がある。広報の方法や民間事業者とのタイアップ等、工夫が必要。	A	人権推進室
2-7	広報ふくちやま発行事業	暮らしに役立つ広報誌として市政情報などを掲載した「広報ふくちやま」を毎月1回発行し、市内全世帯に配布する。啓発記事「シリーズ人権」に男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組を紹介することで住民の意識を高める。	男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き広報ふくちやま、ホームページを活用し、市内外に情報発信を行う。	関連記事は「シリーズ人権」に限定せず、必要に応じて掲載する。	A	秘書広報課
2-7	ホームページ運営事業	最新の市政情報を市民や市外へ情報発信する。		充実した内容の情報発信ができるよう各課との連携が重要である。	A	秘書広報課

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 ABC	担当課
2-8	共に幸せを生きるまちづくり人権講座	あらゆる人権問題の解決に向け、地域での実践に結びつけるため、地域公民館や学校との連携により人権講座を実施。	地域公民館、学校でさまざまな人権問題をテーマとした人権講演会を実施した。(令和3年度は、人権講座17回、延べ1,529名参加)	地域の実情に応じてさまざまな人権問題をテーマに設定していくが、男女共同参画の推進をテーマとした講座の実施についても定期的に行えるよう地域公民館等との連携を図る。	A	人権推進室
2-8 2-10	差別を許さない人材育成（STAR事業）	21世紀を担う全ての子どもたちが、一人ひとりの人権を大切にし、あらゆる差別を許さない子どもにも成長することを願い、子どもたちを育成する。	子ども総会を実施。4名の子どもが参加し、ワークショップ等を実施した。また、大人会員ははじめ防止講演会、子ども会員は多文化共生セミナーにも参加した。	主体的な取組や交流による仲間づくりができるよう、今後もさまざまな事業を計画実施し、活動の輪をひろげていけるよう検討していく。	A	人権推進室
2-8	男女共同参画年次報告書作成	男女共同参画の推進等に関する市施策の実施状況と効果等について報告書を作成し、公表する。	報告書を作成し、公開した。	作成を継続し、男女共同参画の推進、啓発に努める。	A	人権推進室
2-8	広報ふくちやま	シリーズ人権等に掲載。掲載内容は市民意識調査に基づいた男女平等について、DVについて、講演会や相談のお知らせ等。	各種相談会や講演会の案内を掲載した。	今後も男女共同参画の推進に向けた啓発の一環として、広報を活用する。	A	人権推進室
2-8	人権ふれあいセンターにおける啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。また、各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	・LGBTに関する講演会（年間1回）を行い、性別にとらわれない生き方にについて市民啓発を行うことができた。 (参加者数 76人) ・はばたきセミナー等の広報啓発を行った。	・さまざまな人権問題に関する講演会を実施しており、計画的なテーマ設定による各施設での講演会を行う必要がある。 ・年間を通じて、男女共同参画に関するパネル展示を実施する。 ・来館者が多い事業に併せ、意識的に男女共同参画をテーマとした展示等を実施する。	A	人権推進室
2-8	児童館における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。また、各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	各館によりの内で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発が十分実施できなかった。 新型コロナ感染症拡大防止などにより、女性問題・男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を開催できなかった。	4年度以降開催を計画していく。	B	子ども政策室
2-8	教育集会所における啓発事業	女性問題、男女共同参画に関する内容で市民啓発として講演会を実施。また、各施設だよりの中で、個人として能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図る内容の啓発文を掲載する。	男女共同参画週間等に合わせてさまざまな女性の人権問題について啓発文や事業の案内を掲載した。 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、男女共同参画をテーマとした人権講演会の実施はなかった。	今後も、男女共同参画推進をテーマにした啓発文や事業のお知らせ等を掲載し、情報提供を図る。	A	人権推進室
2-8	高齢者教室	人権ふれあいセンター、教育集会所で実施する高齢者教室で、全ての人が性別による差別を受けない男女共同参画社会の推進を図る学習を推進するとともに、健康づくり効果、生きがい対策事業を実施し、高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。	男女共同参画週間等に合わせてさまざまな女性の人権問題について啓発文や事業の案内を掲載したり、高齢者教室などで話をした。	引き続き男女共同参画推進をテーマにした啓発文や事業のお知らせ等をし啓発をし機会あるごとに周知を図っていく。	A	人権推進室
2-8	地区公民館巡回講座	・地域公民館や自治会で自主的に取り組まれる人権学習に職員がお向き、啓発DVD等を活用した講座を実施。 ・DVDの選定にあたり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けたテーマのものも候補とする。	DVD視聴のほか、人権講演会等で共に幸せを生きるまちづくりを進めるための講座を地区公民館主体で実施できた。(年間13回巡回講座を実施し、延べ841名の参加)	地区公民館の主体的な活動として実施されているため、男女共同参画だけをテーマに講座を開催していただくことが困難ではあるが、今後何らかの啓発をしていくよう努力する。	A	人権推進室
2-9	幼稚園教育	園児が園生活の中でこれまでの男女の固定的な性別役割分担意識概念にとらわれるごとなく、自分らしさとお互いを大切にする意識を自然に学び、認識できるような指導内容での教育を行う。また、保護者と関わる中で、家庭における固定的な性別分担意識の解消への啓発を行う。	・保育にかかわっては、生活や遊びの場面を捉えて、適切な指導ができた。 ・新型コロナウイルス感染拡大などにより、保護者との関わり、センター等に関する啓発が十分実施できなかった。	・園児を指導するにあたり、教師の指導力が重要になり、課内研修などを通して、今後も研修を積み重ねる必要がある。 ・PTA活動等においても、父親も母親も参加しやすい日程や内容の行事を立案していく必要がある。	B	子ども政策室
2-9	学校における人権教育	男女共同参画について、各校の人権教育推進計画に基づいて行う。各教科・人権学習の中で男女共同参画について正しい知識と実践力を培う学習を実施する。	男女平等・共同参画について社会科や道徳を中心とした各教科での学習を進めることができた。また、内閣府の作成した男女共同参画に関する教材資料についてすべての学校に情報提供し啓発を行った。	人権学習の中で男女共同参画に関する学習を十分に取り上げることができていない。各教科での学習を充実させるとともに、知識理解にとどまらず、日常の生活における行動に現れるよう日常での指導や学級経営等に引き続き取り組む必要がある。	B	学校教育課
2-10	市職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	部課内人権研修において、全345回の研修の内、男女共同参画やジェンダーをテーマにした研修が30回行われた。また、SDGsへの意識も高まっており、ジェンダー平等やあらゆる不平等をなくす視点での研修が行われた。	今年度は性の多様性をテーマにした研修の実施が増えてきた。今後は、ジェンダーフリー、ジェンダーレス両方の視点を養っていくことが必要。	A	職員課

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 A B C	担当課
2-10	幼稚園職員研修	男女共同参画や人権に関する職員研修を課内研修として各園または複数園共同で行うことにより、職員の人権意識の向上やジェンダーに敏感な視点を養う。	園内研修のテーマとしては取り上げなかったが、別のテーマを通して男女のあり方や互いに尊重し合う関係作りなどについて話し合った。	日々の生活を通して、人権意識を考える機会を計画的にもったり、自分が感じたことを気軽に話し合える関係作りが大切である。	B	子ども政策室
2-10	教職員研修	男女共同参画に関する校内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	人権教育主任会議で男女共同参画についても取り上げ研修を実施した。また、「学校における男女共同参画研修」についてすべての学校に情報提供し、男女共同参画に関する研修の機会として啓発を行った。	担当指導主事による計画的な研修を進める。	B	学校教育課
2-10	学校用務員研修	男女共同参画や人権に関する研修を行い、職務とのかかわりを通して、人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	8月4日と1月7日の2日間、学校用務員を対象とした人権研修会を実施した。学校教育課及び人権推進室の職員を講師として招き、2日間で約4時間実施し、延べ78人が受講した。	研修機会の少ない学校用務員に研修の意義をしっかりと認識させるとともに、職務との関わりを通して人権意識を高めていくため、繰り返し研修をしていく必要がある。	B	教育総務課
2-10	消防団員研修	男女共同参画の視点から、家庭や職場における役割分担意識の解消に向け、男女の別なく子育てや家事への参画を促進するため、消防職員・消防団員への啓発を行う。	コロナ禍による行事縮小に伴い、消防団における人権研修は実施できていない。	消防団員には幅広い人権感覚を身に着けていただくことから、計画的な研修を実施していく。	B	消防本部総務課
2-10	保育園職員研修	保育の質を担保する保育園職員の人権研修会の開催。 公立・民間保育園の保育士が京都府や保育協会が実施する研修に参加し、子どもや家庭の支援に関する研修を受講し、人権尊重を保育の基盤とする。	新型コロナウイルス感染症の影響により、保育士が一同に会して、研修を実施することができず、講演を録画収録し、各園・各自でパソコン等の端末で視聴した。	感染症の影響で一同に会しての研修会の開催が難しいため、次年度以降、どう進めていくか検討が必要。	B	子ども政策室
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施。	年1回のヒアリングを実施したが、まとめのヒアリングが未実施で終わる、実態把握が難しかった。	今後は、定期的なヒアリングと内容についての確認が必要。 また、積極的に男女共同参画の視点を計画に取り入れよう努力し連携を図っていく。	B	人権推進室
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施。	児童館で男女共同参画の視点を徹底する取組としては実施できていない。	4年度以降徹底する取組を計画する。	B	子ども政策室
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施。	男女共同参画や人権に関する研修を行い、職務とのかかわりを通して、人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。		B	教育総務課
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施。	あらゆる人権問題の早期解決を目指す人材を育成することを目指し、高校生、大学生を対象とした人権学習会を計画していたが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催できなかつた。	人材育成の推進のため、学習会への参加を促し、意見交換による人材交流を促進する。	B	学技教育課
2-10	差別を許さない人材育成基本計画	各地区で計画実行されている人材育成計画に男女共同参画の視点を徹底する取組の実施。	青年学級：4回 聴覚障害者成人講座：1回 視覚障害者成人講座：2回 福知山市防災センターにて防災学習実施。	対象となる障害者の社会的自立に向け、今後も成人講座に取り組んでいく。	B	生涯学習課
2-10	男女共同参画人材育成事業	教育現場および市職員の男女共同参画推進に資する人材育成の実施。	課内人権研修にて、男女共同参画をテーマに取り扱った。	今後も各研修や事業を通じて、職員の人材育成を推進する。	A	人権推進室
2-11	市民意識調査の実施	市民対象の人権意識調査を実施するなかで、男女共同参画の意識も調査する。	令和3年度は、実施していない。	実施の際は、男女共同参画の視点を入れたものとする。	—	人権推進室
2-11	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	市民対象に男女共同参画に関する意識調査を実施する。	令和3年度は、実施していない。次回は令和6年度に実施予定。		—	人権推進室
3-13	女性のライフスタイル支援事業	①妊娠健診を公費負担で実施 ②妊娠中の歯科健診を公費で1回実施 ③助産師・保健師等の妊婦・産婦・新生児・乳児に対する指導や育児支援として訪問指導実施 ④⑤子宮がん・乳がん(マンモグラフィ単独検診)の実施。検診受診率が低く、これまでで受診されなかつたにもがん検診の重要性等について理解を促進し、今後の継続的な受診を促すため市の補助を受け、働く女性支援のためのがん検診推進事業(子宮頸がん検診(20歳)、乳がん検診(40歳))の受診啓発と検診費用の無料クーポン券を個別送付し、受診勧奨。 ⑥子育て中の女性や更年期世代への健康教育を継続して実施	①令和3年度は、母子健康手帳交付者は648件(多胎妊娠6件)。うち、出産直前の届け出が1件あり。転入者への受診券交付数は36件。妊婦健診受診券は647件に交付した。妊婦の諸事情により分娩後の妊婦届出が1件あり、妊婦健診受診券は交付せず、産婦健診受診券と母子健康手帳の交付を行った。 府外受診者へは償還払いでの公費負担を実施。 令和2年度から、妊娠・出産においてリスクが高い多胎妊娠の妊婦健診回数を増やし、安心安全な妊娠・出産を支援している。 ②届出をした妊婦の歯科健診受診率は47.9% (R4.4.8時点) で、前年度を上回った。 ③R3は、実1,294件、延2,040件。 ④子育て世代の運動教室を計画していたが感染拡大防止のため中止した。	・妊婦健診は妊婦・出産を安全に迎えるため必要な健診であることを啓発し受診率の向上をはかる。 ・産婦健診の結果、早期の介入により産後うつや虐待未然防止につながるよう、さらに医療機関や助産院との連携を強化する。 ・支援が必要と判断された産婦の受け皿となる事業(助産師や保健師の訪問、産後ケア事業等)の充実により、個々の課題や状況に応じた寄り添い支援が提供できる体制を整え、産前産後の支援の充実、妊娠期からの切れ目ない支援の提供の実現を目指す。	B	健康医療課 子ども政策室

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 A B C	担当課
3-13	健康相談	人権ふれあいセンターにおいて定期的に健康相談を実施。	健東医療課と連携しての健康相談を計画・実施した。 また、基設職員による相談も随時受け付け付けた。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかつた日もあった。	A	人権推進室
3-13	生涯スポーツの推進	多様化するニーズに対応した、スポーツ機会の提供や、より使いやすいスポーツ施設への整備によりスポーツ関与率の向上を図る。	市民への利便性の向上にも取り組んできたが、コロナ禍によるスポーツ施設の休館により、利用件数、利用者数は共に減少している。	・スポーツ協会と連携し、市民ニーズに即したスポーツ振興施策の展開が必要である。 ・障害者スポーツの振興にも努め、障害者・健常者を問わらず誰もがスポーツに親しむことできる社会の実現をめざす。	—	文化・スポーツ振興課
4-14	はばたきセミナー	性的マイノリティへの理解促進に向けて、LGBTQ+をテーマとするセミナーの実施。	「性の多様性から自分について考える」をテーマに、セミナーを1回実施した。参加者は76名。	性的マイノリティであること的理由とした不利益が生じないよう、今後もセミナー等にて啓発を行う。	A	人権推進室
4-14	学校における人権教育 教職員研修	各校の人権教育推進計画に基づいて、多様な性への理解を深めるため、各教科・人権学習の中で正しい知識と実践力を培う学習や教職員研修を実施する。 教職員が多様な性への理解を深め、適切な支援ができるよう、研修の充実を図る。	各校の人権教育推進計画に基づいて、多様な性への理解を深めるため、各教科・人権学習の中で正しい知識と実践力を培う学習や教職員研修を実施しており、小学校4校、中学校8校で人権学習として性的多様性に関する学習を取り組んだ。多様な性への理解をテーマとして人権講演会を実施した学校もある。	各校での教職員研修だけではなく、人権教育主任会議等も活用し、各校の人権教育推進の中心となる教職員への研修も計画的に進めていく必要がある。	B	学校教育課
4-15	パートナーシップ制度の導入	同性パートナーの関係を公的に認め、生きづらさを軽減し、誰もが自分が生きる社会をめざし、パートナーシップ制度の導入を検討する。	他市の状況調査や関係者からの意見聴取を受け、令和4年4月1日より、パートナーシップ制度を導入することとなった。	必要とする人が制度利用に繋がるよう、啓発活動に努める。	A	人権推進室
4-16	性別にこだわらない相談	性別に問わらず、男性、女性、性的マイノリティの人も誰もが、心の悩みを相談できる窓口として開設し、性のあり方を正しく理解し、多様性を受け入れる社会づくりの一助とする。	年4回実施（1回3件、計12回） 相談人数7人（8件） ※女性相談のうち、4回分を位置付けて実施	性別にとらわれず誰もが安心して相談できる窓口として、今後も継続していく必要がある。	A	人権推進室
5-17	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者からなる会員組織として福知山市子育てファミリー・サポート・センターを設置し、安心して子育てができる環境づくりを行う。	令和2年度より、社会福祉協議会に委託していた事業を直営実施とした。活動実績791件、依頼会員404人、援助会員66人、両方会員25人。直営になったことで、本事業への賛同だけでなく、子育て家庭を包括的にアセスメントし、事業を横断的にみて必要なサービスを提供できるようになった。	援助会員数が依頼会員に比較して少なく、一部の方に負担がかかっている。今後は更に、援助会員増加に向けた取組を行う。	B	子ども政策室
5-18	保育園	子育て支援策として、公立8園、民間2園（内こども園5園）、小規模保育所5園で運営。更に公立園のこども園化や民営化などを進め、保育の充実、持続可能な財政運営等を図る。	入園児童数（令和3年3月1日時点） 公立： 368人 私立： 2,162人	保育士の確保が困難な状態であり、年度途中の0歳児から2歳児が希望通りに入園できない状況がある。公立こども園化の推進による幼児等の受皿の確保等取組みを行う必要がある。	B	子ども政策室
5-18	放課後児童クラブ	保護者が就労等により登間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校休業日に見守りを行い、保護者の就労と子育ての両立を支援する。	全小学校区内：15箇所で運営。（直営：12箇所、委託：1箇所、補助：2箇所） 令和3年度登録児童数：1,537人（令和3年度 登録数）	利用児童の増加に伴う支援員（指導者）の確保、及び個々の児童の見守りや指導に対応できる支援員の資質向上。	A	生涯学習課
5-18	子育て交流・相談 支援対策事業	地域での子育てをサポートするため、あゆみ保育園（委託）、三和こども園、下夜久野保育園、げん鬼保育園（直営）に地域子育て支援センターを設置し、子育て相談、園庭開放事業を実施する。また、岡ノ三地域に地域子育て支援ひろば「すくすくひろば」を設置し、子育てに関する学習会、講座、情報誌の発行、子育て相談、子育て世代交流などの事業を実施する。	三和・夜久野・大江子育て支援センター、あゆみ保育園の利用者数2,703人、すくすくひろば利用者数5,088人。各施設にて、子育てに関する学習会、講座、子育て相談、子育て交流等を実施。また、子育てに関する情報を、SNSや情報誌により発信した。また、令和元年9月から実施しているライン相談も市民に浸透しつつある。	コロナ禍においても子育て家庭が孤立することのないよう、感染予防対策を徹底して事業を実施する、更にSNSを活用する等の工夫を検討していく。	A	子ども政策室
5-18	妊娠婦にやさしい 環境づくり	・「マタニティーマークチェーンホルダー」を妊娠婦に配布。 ・マタニティーマークを広報紙等に掲載し、市民への広報活動を推進。	母子健康手帳発行時、全ての妊娠婦にマタニティーマークチェーンホルダーを配布し啓発に努めた。	広報活動の推進に努める。	A	子ども政策室
5-18	パパママ学校	男女共同参画の視点に立ち、男女で協力して妊娠、出産、育児に取り組めるよう、年間6回の教室を実施（うち、3回は土曜日に開催）。	令和3年度の開催状況：5回（うち土曜日2回） 参加状況（実人数）： 妊娠59人、夫55人 (京都府のまん延防止措置のため、1月は中止、3月は土曜日開催予定だったが、月末の平日に延期。)	コロナ禍の中、医療機関での開催が縮小・中止されており、市への参加ニーズが高くなっている。 感染対策に留意したうえでニーズに対応できるよう、育児のイメージができる体験を中心の教室を行う。	A	子ども政策室
5-18	両親学級 ダ ディ・マミイブラン ザ	妊娠とその夫が妊娠初期から分娩、育児について主体的に問題解決できるよう参加型集団指導を行う。 前期・後期の2回1クールで参加する。隔週水曜日、日曜日に予約制で実施する。	コロナのため中断中。	開催方法を検討する。 重複り分娩の方へのフォロー方法の工夫	—	市民病院

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 A B C	担当課
5-18	子育て支援事業母子支援事業	救急入院や分娩入院で子どもの虐待を疑う事例があったときに面談と支援を行う。 市子ども政策室、児童相談所と連携を行い、虐待リスクを早期に発見予防する。	虐待リスクのスクリーニング項目を作り育児不安の早期発見、早期介入により、育児不安育児の孤立化による虐待を予防するための早期からの子育て支援と地域への継続をシステム化した。育児支援のため入院時にスクリーニングと支援方針をカンファレンス、満足のいく出産体験にする指導・相談、支援、地域への紹介を行った。令和3年度の紹介事例は59件、エジンバラ高得点者は62件。	近隣の産科医不足、分娩制限から、生活困窮者、精神疾患合併妊婦、若年妊娠婦。妊婦健診未受診妊婦が他の市や他県からも来院するケースが増えている。生活困窮者や未受診ケースは複雑な家庭事情が多く、近隣の産科開院に伴い当院の果たす役割は大きくなっていると考える。今後、支援が必要な人を早期発見するためには当院がリーダーシップを取り地域との連携を図っていくべきだ。産褥入院についても取組を進めていかない。	B	市民病院
5-18	院内助産院	妊娠から出産、産褥を特定の助産師が継続して担当し、安全で満足度の高い出産に繋げていく。 リスクが高い場合は医師コースへ移行することも可能であり、緊急時は産科医、小児科医が24時間体制で対応する。	平成20年5月に妊婦健診よりスタートした。令和3年度は分娩に至った人はなかったが、妊婦健診に夫が同行される場合が多いので、妊娠中から妊婦の健康や、分娩時、出産後の家事育児について具体的にイメージでき、夫のサポートについても具体的に考える機会となっている。また、途中で医師コースになった人も主体的な分娩について考える機会があったことで、満足のいく分娩をしたと振り返りをされる方が多い。	近年、分娩件数は約330件で推移している。院内助産院希望者はやや減少傾向にある。ハイリスク分娩が増加しつつある中で、ローリスク妊婦への継続したケアを自立して実施できるよう助産師確保と育成が必要である。	B	市民病院
5-19	はばたきセミナー	男性の家庭参加を促進するため、市民を対象とした啓発セミナーを行う。	性の多様性と、性教育をテーマに、セミナーを開催した。参加者は2回で計169名。3回企画をしたが、うち1回はコロナウイルスの流行により中止となった。	今後も男女共同参画の視点で、啓発セミナーを実施する。	A	人権推進室
5-19	育児休業取得の促進	育児休業取得者代替の任期付き正規職員の採用をおこなう。	育児休業任期付採用職員として5名を新規に採用した。		A	職員課
5-20	老人クラブ育成	生きがいや健康づくり等の事業を実施している福知山市老人クラブ連合会や単位老人クラブに対する支援。 女性会員への様々な研修会の開催・受講。(府老連や市老連主催の女性リーダー研修に参加、女性委員の積極的な事業参画などを推進する。)	高齢者の福祉の増進を図るために、生きがいや健康づくりなどを行う老人クラブ連合会、単位老人クラブを支援した。シルバーリーダー研修会、女性リーダー研修会をそれぞれ1回開催。	組織化されていない地域もある。会員は減少傾向にある。	B	高齢者福祉課
5-20	高齢者教育推進事業	高齢者が自立し、いきいきとした生活と社会参加ができるための健康づくりや介護予防の推進を図る。	中央公民館では、実行委員会主催の高齢者大学の実施の支援を行う予定であったが、コロナウイルス感染拡大防止のため、実施ができなかつた。	高齢者大学への支援を継続させるとともに、地域包括支援センターとの連携強化し、高齢者の健康づくりや介護予防の推進を図る活動を継続させる。 公民館講座への参加者は一般講座でも高齢者の参画が多い。	B	中央公民館
5-20	高齢者人材活用事業	今まで培ってきた経験や知識を地域活動や学習に活かせる世代間交流と社会参加により地域への参画を推進する。	高齢者人材活用事業としての公民館人材銀行事業については、高齢者福祉課での介護支援センター制度等の創設もあり事業終了した。	公民館人材銀行事業終了により、高齢者教育推進事業と一緒にした取組項目とする方が適切かと考える。	—	中央公民館
5-20	シルバー人材センター支援事業	シルバー人材センターの会員が、長年培ってきた知識や経験、技能を活かし、就業を通じて社会参加することで自らの生きがい創出と健康維持を図ることも、地域社会への貢献により地域活力の向上に寄与することを目的に、シルバー人材センターの活動を支援するとともに、就業機会の提供に配慮する。	シルバー人材センターの安定的な運営基盤を確保するために補助金を交付した。また、就業機会の提供を目的とし「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて適切な業務発注に努めた。	高年齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献するために、引き続きシルバー人材センターに対して必要な支援を行う。	A	産業観光課
6-22	ふるさと就職おうえん事業	福知山雇用連絡会議の活動の一環として、男女雇用機会均等法等公正採用について啓発するパンフレットを作成し、商工会議所・商工会等を通して配布する。また、就職フェア等で求職者に対しても啓発を行う。	公正採用に関する企業向け啓発冊子を作成し、福知山商工会議所、福知山市商工会、長野田工業センターを通して配布。その他、窓口等でも配布。また、求職者向けには、就職フェア、フェスタにて冊子を配布し、公正採用に関する説明を行った。	引き続き、企業には冊子の配布、求職者に対しては就職フェア等で説明を行い、企業側、求職者側両方の理解を深めるため、啓発活動に努める。	A	産業観光課 人権推進室
6-22	福知山市企業人権教育推進協議会での啓発	社会のあらゆる不公平と不合理を許さない企業活動の促進を図るために、企業の人権学習を推進、支援する。	企業内での女性の人権問題について講演会を企画したが、コロナウイルスの流行により中止となった。	研修会、DVD学習等企業内での女性に関する人権問題等について理解を深めるための啓発を継続していく。	A	人権推進室

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な教諭を記入)	課題点・問題点	評価 A B C	担当課
6-22	幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者の設置	労働安全衛生法の規定による衛生推進者として、小・中学校では教頭、幼稚園では園長を任命し、職場の危険・健康障害の防止、安全衛生教育、健康診断の実施など、労働安全衛生体制の整備に努める。衛生推進者が職場の環境づくり（ワークライスバランスの推進）に努める。心身の不調が認められる者については、面接医等の面談を行う。	園長とも安全衛生責任者講習を新任の時に受講し、体制整備に努めている。	令和3年度においては労務災害は発生せず、今後も環境整備に努める。	A	子ども政策室
6-22	幼稚園・小学校・中学校における衛生推進者の設置	労働安全衛生法の規定による衛生推進者として、小・中学校では教頭、幼稚園では園長を任命し、職場の危険・健康障害の防止、安全衛生教育、健康診断の実施など、労働安全衛生体制の整備に努める。衛生推進者が職場の環境づくり（ワークライスバランスの推進）に努める。心身の不調が認められる者については、面接医等の面談を行う。	小・中学校は教頭、幼稚園は園長を衛生推進者として合計26人任命し、職場の環境づくり（ワークライスバランスの推進）に努めた。新型コロナウイルス感染症予防対策により時短や交代勤務等の導入に伴い、長時間勤務対象者は減少している。その中でも長時間勤務や心身の不調が認められた教職員に対して医師・保健師による面接を合計9人に実施した。	教職員の負担軽減や働き方改革が求められる中、引き続き各校（園）の衛生推進者と連携し教職員の健康管理を推進するとともに、適切な労働環境を確保していく必要がある。	B	学校教育課
6-23	超過勤務の縮減	労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスが実現した社会をめざす。 ・幹部職員が率先した定時退庁・超過勤務時間の縮減のための意識啓発等 ・ノーカンパニーの実施、強化・業務改善	引き続き、ノーカンパニーの実施、20時退庁の励行等に取り組んだ。	超過勤務の縮減には業務の在り方も見直すことが重要であり、意識啓発のみならず業務改善についても、取組を継続して行っていく。	A	職員課
6-23	次世代育成支援対策 特定事業主行動計画の推進	次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布。育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援。男性職員による積極的な制度の活用。代替要員の確保。家庭・男女の役割についての意識啓発。超過勤務の縮減。休暇の取得促進。子育てを行なう女性職員の活躍推進に向けた取組（女性職員を対象とした取組、管理職等を対象とした取組）	育児休業任期付採用職員や会計年度任用職員の採用により、育児休業の取得しやすい環境整備を行った。	職員の育児休業中の業務体制維持のため、育児休業任期付採用職員の定期的な採用を引き続き行っていく。	A	職員課
6-24	ハラスメント苦情処理委員会	ハラスメント苦情処理委員会により様々なハラスメントの防止に取り組む。	研修の機会を通じて、ハラスメントについての意識付け・周知を行った。		A	職員課
6-24	はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを事業所向に企画し、セクシュアル・ハラスメント・パワー・ハラスメント等、様々なハラスメント防止についての啓発を実施する。	弁護士を講師に迎え、職場におけるハラスメントをテーマにしたセミナーを企画していたが、新型コロナウイルスの影響により中止となった。	状況によらず開催できるよう、オンラインの活用等についても検討する必要がある。	B	人権推進室
6-25	女性活躍推進セミナー	出産や子育て期をむかえた女性が就労を継続でき、キャリアアップをめざすことができる職場環境づくりのため、労働者側と経営者側双方に対してそれぞれ意識改革の研修を実施し、市内企業における女性活躍の推進を図る。	女性社員向け研修（2回、参加者延数16名） 企業の経営者、管理職、人事担当者向け研修は、新型コロナウイルスの影響により中止となった。	状況によらず開催できるよう、オンラインの活用等についても検討する必要がある。女性の活躍推進については、女性社員だけではなく雇用者側へのアプローチが重要である。今後も商工団体等と連携し、労働者と雇用者双方に向けた啓発を実施していく。	B	人権推進室
6-25	ふるさと就職おうえん事業	北京市ジョブパーク、ハロー・ワーク福知山マザーズコーナーと連携し、働きたい女性の就職活動をサポートするセミナーやイベントを開催します。	関係機関と連携し、保育ルーム等の利用を活用しながら働きたい女性のためのセミナーや就職支援を行った。	引き続き、働きたい女性の就職活動を支援し、セミナー等の周知を図る。	A	産業観光課
6-25	就職相談	人権ふれあいセンター等において就職情報を提供し、相談を実施。	ハローワークと連携して毎月1回の訪問相談日を設定した。また就職員による相談を随時実施した。		A	人権推進室
6-26	農村女性協議会研修会	農村女性が担っている役割に対する正當な評価による女性の地位向上や男女共同参画をめざして、農村女性のネットワーク化を図る活動を展開するとともに、男女共同参画に対する認識を深めるための学習会を開催する。	協議会活動への幅広い参画を求めるとともに、協議会活動の周知に努めた。	特に若い世代の参加拡大に向けた啓発に努める。	B	農林業振興課
6-26 7-30	はばたき企業啓発セミナー	はばたきセミナーを企業や事業所、自営業者向けに企画し、ワーク・ライフ・バランスの推進や固定的な性別役割分担意識の解消等について啓発を実施する。	弁護士を講師に迎え、職場におけるハラスメントをテーマにしたセミナーを企画していたが、新型コロナウイルスの影響により中止となった。	状況によらず開催できるよう、オンラインの活用等についても検討する必要がある。	B	人権推進室

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 ABC	担当課
7-27	委議会等への女性委員の登用	行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他協議会への積極的な女性の登用。	附属機関における女性の参画割合は30%であった。(令和2年度は29.9%)	団体への推薦依頼の際、男女共同参画の視点を含めて推薦いただいたよう依頼をする等、工夫が必要である。	B	審議会を運営している部署
7-27	各種計画、方針決定等への市民意見の反映	パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を反映できる手法の確立。	条例や計画の策定に際し、パブリックコメントを実施した。審議会等の委員に、市民公募や、地域の団体から募っている。	実効性のある計画の策定、方針決定のためには、引き続き市民の意見を反映させるための手法を検討する必要がある。	A	関係する部署
7-28	職員研修事業の充実	政策形成、マネジメント系研修への女性職員の受講や対象研修の拡大に努め、女性職員の受講者を増やす。	政策形成、マネジメント系の研修について、階層別研修や派遣研修等男女問わず受講対象となっている。派遣研修では女性のキャリアをテーマにした研修の開催もあった。		A	職員課
7-28	市幹部職員への女性登用	・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持・向上を図る。(女性職員比率33%) ・女性職員に対する多様なロールモデル(模範となる職員)、キャリアパス(目標となる職位や職務に就くために必要な一連の業務経験やステップ・配置異動などのルール)の紹介や女性同士のネットワークの構築を進める取組並びに本市キャリアアップサポート(人事考課制度)の効果的活用により、女性が昇進意欲を持つよう支援するとともにマネジメント力の向上に努める。	女性が働きやすい職場環境整備、積極的な管理職登用を行った(女性職員比率34%、係長級以上の女性職員比率27%)。	女性職員の昇進意欲・マネジメント力の向上支援に引き続き取り組み、性別に関わらず応募しやすい職員採用を目指す。	A	職員課
7-28	教職員の女性採用と、教職員管理職への女性登用	教職員採用・教職員管理職登用にあたり、適材適所の人員配置に努める。	管理職50名のうち女性14名 新規採用教職員10名のうち女性6名	京都府教育委員会と連携し、引き続き女性管理職の登用や女性教職員の採用に努めいく。	B	学校教育課
7-29	福知山市産業支援事業	人権推進室と共に、女性起業家支援事業を実施する。	女性起業家からの相談に対しアドバイスを行い、人権推進室と共にイベント等を通じて支援を行った。	引き続き相談業務等を行ない女性起業家の活躍を支援する。	A	産業観光課
7-29	女性起業家支援事業	起業を考える女性のニーズに対応、地域に潜在する女性起業希望者を発掘し、次世代に向けた新たな女性活躍支援及び人材育成事業を創出することを目的として女性起業家支援を行う。	起業を考える女性を対象に、全4回の講座を実施し、延80名が受講。第4回には14名が実際に出店し、約250名の来場があった。	継続的な支援ができるよう、今後も関係機関と連携しながら、内容を検討する。	A	人権推進室
7-31	市立公民館運営事業	市立公民館運営審議会委員の選考方法に一般公募を取り入れ、積極的に女性委員の登用を図る。	市立公民館運営審議会 公募委員2名の女性を加え 19人中5人が女性委員。	市民公募以外は団体推薦であり、団体としての推薦は男性が多い側面があるが、積極的に女性委員の登用を今後とも推進する。	B	中央公民館
7-31	丹波生活衣館管理運営事業	福知山市丹波生活衣館の運営にあたり、企画・運営への参画を促進する。	生活衣館企画運営にかかる女性の参画常設及び企画展示の実施回数 5回 うち女性委員の参画数5回	常設展については、丹波生活衣館同好会が参画している。同会はほぼ女性により構成されているため、女性の参画率は高い。 課題として同会の会員の高齢化があり、今後の参画率の低下が懸念される。	B	文化・スポーツ振興課
8-32	福知山市連合婦人会生涯学習講座	・中央・地域学区別にそれぞれの生涯学習講座を開催 ・年数回実施する研修の中に、男女共同参画の実現に向けたテーマを取り入れる。	年間7回の講座を計画したが新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1回が中止となり6回の開催となった。また、開催した講座も出席人数を制限して行ったため、のべ266人の出席となつた。	課題として同会の会員の高齢化があり、今後の参画率の低下が懸念される。	A	生涯学習課
8-32	女性団体ネットワーク	ネットワーク会議やはばたきプランに基づく研修会や意見交流会及び学習会等を実施する。	ネットワーク会議を3回、学習会を2回実施した。学習会には延べ92名参加。はばたきプラン2021の内容や、DVD鑑賞を通して女性活躍について理解を深めた。	身近で分かりやすいもの等、ネットワーク参画団体の関心のあるテーマを選定し、参加者の増加を図る。	A	人権推進室

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点	評価 A B C	担当課
8-32	はばたきフェスティバル	女性団体等で構成された実行委員会による企画運営を行う。講演会、グループワーク、作品展示等の実施により市民への男女共同参画への啓発をするとともに交流の場とする。	コロナウイルスの感染状況により、オンライン中止となった。	状況によらず開催できるよう、オンラインの活用等についても検討する必要がある。	B	人権推進室
8-33	消防団活動における積極的な女性参加の促進	平成13年度に発足した「ふくちやまファイアエンジェルス」を継続して募集するとともに、分団所属の消防団員の加入を促進し、消防団活動における女性参加を促進する。	女性消防団の活動紹介に加え、募集や訓練見学を実施	消防団組織全体として団員が減少傾向にある中で女性の新規入団者についても確保が非常に難しい状況ではあるが、引き続き積極的な参加を呼びかけていく。	B	消防本部総務課
9-34	防災知識の普及活動	マップ作成のための地域住民ワークショップにおいて、女性の視点で地域の避難所運営などを検討してもらうよう、女性の参加を呼びかけている。	50自治会でマップが作成され、女性がワークショップに参加する自治会もあった。	コロナ対策により、自治金長や歴代の役員のみとの面談などワークショップの実施の機会は少なかった。呼びかけにより、女性の参加がある自治会もあった。	C	危機管理室
9-34	防災知識の普及活動	地域や団体からの安心安全講座の申し込み時及び防災訓練の参加を依頼する際は、女性の受講・参加を促進する。	4回、全参加者161人	コロナ禍での開催予約で、キャンセルが相次ぎ、年間の実施数は極端に少ない。地域、企業、各種団体からの申し込みで、出前講座として出向しており、参加者を限定しているものではない。女性の参加は一定数あるため、ジェンダーフリーでの対応としているものであるが、女性目線での講話内容や研修を取り入れ、参加しやすい講座にしていく。	A	予防課
9-35	避難所運営	女性用および男女兼用のサニタリー用品を囲っているほか、授乳や障害のある方などが必要に応じて使用できるプライベートテントを備蓄している。	R7年度までの計画において、女性用サニタリー用品33%、男女兼用おむつ100%、プライバシーテント100%の整備を行った。	サニタリー用品は明確な使用期限がないものの、点検時に確認し必要に応じて入れ替えを行う。また、避難所開設時に利用しやすい設置場所について派遣員に説明が必要。	A	危機管理室
9-35	避難所運営	各種災害における急行期での活動であり、市民の生命、身体、財産の保護を最優先にするとともに、それぞれに必要なプライバシーに配慮した活動に努める。	火災、救急、救助をはじめとする災害現場において、クイックシールド（プライバシー保護用）を使用するなど、一定の配慮のもと活動を行った。また、活動の検証を行い、改善点についてはフィードバックを行った。	現場の状況により、保護できない場合もある。市民の生命、身体、財産の保護が最優先という中で、居合わせた人がスマートフォンで撮影するなど、それを防止することが困難な場合が少なからず発生している。	B	警防課
9-36	自主防災組織育成事業	・自主防火・防災組織の設置推進及び組織運営の強化を図る。 ・自治金を対象に「自主防災リーダー養成講座」を年間3回開講する。 ・自治金長等の推薦が必要となるが、女性受講者の推薦を促し、女性リーダーの育成を推し進める。	初級講座 受講者数 62人 11/21 33人 11/28 29人 計2回実施 (うち、女性受講者5人) 中級講座 受講者数 22人 11/28 1回実施 (うち、女性受講者1人)	コロナ禍での開催により、申込み希望から実施まで、延期や再希望調査で日程が変わり、参加者の予定があわずキャンセルなどがあった。参加希望依頼時に女性の積極的な参加を広報することや講座内容にも女性の参加や活動の紹介を取り入れ、環境を整えていく。	A	予防課
9-36	防災会議等	防災会議の構成委員は条例による充て職であり、女性の参画がない場合もあるため、条例改正の検討を進めつつ、選任を受けた委員があらかじめ女性の意見を聞いたうえ会議に参加するなど、女性の意見が反映できるよう呼びかけている。	令和4年度から女性構成委員が参画できるよう、条例改正を行った。	今後も、選任を受けた委員があらかじめ女性の意見を聞いたうえ会議に参加するなど、女性の意見が反映できるよう呼びかける。	B	危機管理室
10-37	広報ふくちやま	男女共同参画に係る国際的な動向や諸外国の動き等掲載し国際感覚の育成に努める。	国際的な動向は掲載できなかった。	人権特集号の作成時に掲載を検討する。	C	人権推進室

令和3年度 男女共同参画推進にかかる事業調査結果(全部署及び関係する全部署関係)

施策番号	事業名	事業概要	実施結果 (具体的な数値を記入)	課題点・問題点
1-1	相談窓口の周知事業	女子トイレや窓口だけでなく、各施設で手に取りやすい場所に「D・V相談支援カード」を設置する。	市庁舎内で、市民の来訪が比較的多い部署には、窓口にカードを設置している。	他のチラシ等に紛れてしまい、目に付きにくい面がある。より市民がアクセスしやすい周知方法を検討する必要がある。
2-8	市刊行物における表現の配慮	男女共同参画の視点から、市の刊行物の表現を点検する。	作成時に、性差による不適切な表現がないか点検をするよう留意し、課内全体で表現やイラスト等の校正を行うよう努めた。	今後も職場研修の機会を利用する等、固定的な性別役割意識にとらわれないよう、研鑽を積む必要がある。
2-10	市職員研修	年間計画の中で男女共同参画に関する部課内研修や派遣研修を行うことにより、職員の人権意識の高揚やジェンダーに敏感な視点を養う。	各課での人権研修において、テーマとして取り上げ、男女共同参画の意識を養うことができた。	市民と協議をする等、職員間の研修だけでなく、人権意識を高める取組が必要である。 継続した取組が必要である。
4-15	公文書等への性別欄表記の見直し	多様な性を尊重するため、必ずしも性別記載が必要でない公文書等の見直しを行う。	順次見直しを行い、性別記載が必要ではない申請書等の記載欄を廃止した。	申請書類は多種あるため、引き続き業務の中で点検、見直しが必要である。
6-23	超過勤務の縮減	労働時間の短縮により仕事と家庭の両立支援を図り、健康で豊かな生活を送るワーク・ライフ・バランスが実現した社会をめざす。 ・幹部職員が率先した定時退庁 ・超過勤務時間の縮減のための意識啓発等 ・ノーカンパニーの実施、強化 ・業務改善	・ノーカンパニーは朝礼や終礼で声かけを行い、定着している。 ・適切な職務分担に努め、極端な時間外勤務の差が生じないようにした。 ・繁忙期に臨時職員を雇用し、超過勤務の削減を図った。	業務の効率化や事業の見直し、適正な職務分担の実施を継続する必要がある。
6-23	次世代育成支援対策 特定事業主行動計画の推進	・次世代育成支援に係る啓発資料の作成、配布 ・育児休業等の取得促進、取得後の円滑な職場復帰の支援 ・男性職員による積極的な制度の活用 ・代替要員の確保 ・家庭・男女の役割についての意識啓発 ・超過勤務の縮減 ・休暇の取得促進 ・子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組(女性職員を対象とした組、管理職等を対象とした取組)	・育児休暇取得、円滑な職場復帰、復帰後のキャリア形成に向け、職員との面談を実施している。	引き続き、育児休暇を取得しやすい環境づくりに努める。男性職員の取得についても推進する必要がある。
7-27	審議会等への女性委員の登用	行政委員会、審議会等市長の付属機関、その他の協議会への積極的な女性の登用。	・審議会等への女性の参画状況30.0% (3月末時点)	団体への推薦依頼の際、男女共同参画の視点を含めて推薦いただくよう依頼をする等、工夫が必要である。
7-27	各種計画、方針決定等への市民意見の反映	パブリックコメント等を用い、計画立案時や意思決定時に、市民の意見を反映できる手法の確立。	・条例や計画の策定に際し、パブリックコメントを実施した。 ・審議会等の委員に、市民公募や、地域の団体から募っている。	実効性のある計画の策定、方針決定のためには、引き続き市民の意見を反映させるための手法を検討する必要がある。
7-28	市幹部職員への女性登用	・女性が働きやすい環境を整備し、女性の管理職登用を積極的に進め、女性管理職比率の維持向上を図る。(女性職員比率33%) ・女性職員に対する多様なロールモデル(模範となる職員)、キャリアパス(目標となる職位や職務に就くために必要な一連の業務経験やステップ・配置異動などのルール)の紹介や女性同士のネットワークの構築を進める取組並びに本市キャリアアップサポート(人材考課制度)の効果的活用により、女性が昇進意欲を持てるよう支援するとともにマネジメント力の向上に努める。	女性が働きやすい職場環境整備、積極的な管理職登用を行った(女性職員比率34%、係長級以上の女性職員比率27%)。	女性職員の昇進意欲・マネジメント力の向上支援に引き続き取り組み、性別に関わらず応募しやすい職員採用を目指す。
7-28	女性の職域拡大、職務分担の見直し	職務分担や職場習慣において、性別による偏りがないか、偏りが職場慣行として定着していないかを点検し、必要に応じ見直しを行う。	現在、職務分担や習慣において、性別による偏りはない。	今後も男女平等、男女共同参画の視点をもち、偏りがあれば、随時見直しを行う。

資料

審議会等への女性の参画状況調査表

令和4年3月31日現在

行政委員会等 (自治法第180条の5)

() 内令和3年3月31日現在

名 称	総数	内女性数	3年度比率	2年度比率
1 教育委員会	4 (4)	2 (2)	50.0%	50.0%
2 選挙管理委員会	4 (4)	2 (2)	50.0%	50.0%
3 公平委員会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
4 監査委員	2 (2)	0 (0)	0.0%	0.0%
5 農業委員会	20 (19)	3 (2)	15.0%	10.5%
6 固定資産評価審査委員会	6 (6)	1 (1)	16.7%	16.7%
計 6	39 (38)	9 (8)	23.1%	21.1%

附属機関 (自治法第202条の3、条例で設置されている審議会、協議会等)

7 防災会議	15 (14)	0 (0)	0.0%	0.0%
8 民生委員推薦会	9 (9)	2 (2)	22.2%	22.2%
9 国民健康保険運営協議会	16 (16)	5 (5)	31.3%	31.3%
10 公民館運営審議会	19 (19)	5 (6)	26.3%	31.6%
11 図書館協議会	11 (12)	7 (8)	63.6%	66.7%
12 青少年問題協議会	22 (22)	3 (3)	13.6%	13.6%
13 都市計画審議会	18 (17)	1 (0)	5.6%	0.0%
14 文化財保護審議会	12 (11)	2 (2)	16.7%	18.2%
15 介護認定審査会	50 (50)	25 (25)	50.0%	50.0%
16 社会教育委員会議	8 (8)	3 (3)	37.5%	37.5%
17 スポーツ推進委員会	25 (25)	12 (12)	48.0%	48.0%
18 学校保健衛生対策委員会	13 (13)	9 (9)	69.2%	69.2%
19 市営住宅入居者選考委員会	9 (9)	3 (2)	33.3%	22.2%
20 農村計画審議会	18 (18)	5 (5)	27.8%	27.8%
21 予防接種健康被害調査委員会	6 (6)	0 (0)	0.0%	0.0%
22 明るい選挙推進協議会	59 (59)	8 (8)	13.6%	13.6%
23 環境審議会	11 (10)	2 (2)	18.2%	20.0%
24 高齢者対策協議会	23 (24)	8 (6)	34.8%	25.0%
25 公務災害補償等認定委員会	5 (5)	3 (3)	60.0%	60.0%
26 公務災害補償等審査会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
27 少年補導センター運営委員会	20 (20)	6 (7)	30.0%	35.0%
28 休日急患診療所運営協議会	6 (6)	0 (0)	0.0%	0.0%
29 病院事業運営協議会	11 (11)	1 (1)	9.1%	9.1%
30 情報公開・個人情報保護審査会	5 (5)	1 (1)	20.0%	20.0%
31 福知山市国民保護協議会	26 (25)	1 (1)	3.8%	4.0%
32 男女共同参画審議会	10 (10)	6 (6)	60.0%	60.0%
33 障害者介護給付費等支給認定審査会	5 (5)	1 (1)	20.0%	20.0%
34 福知山市法令遵守審査会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
35 福知山市子ども・子育て会議	14 (14)	8 (10)	57.1%	71.4%
36 福知山市景観審議会	15 (16)	4 (4)	26.7%	25.0%
37 福知山市展運営委員会	14 (14)	1 (1)	7.1%	7.1%

名 称	総数	内女性数	3年度比率	2年度比率
38 福知山老人ホーム入所判定委員会	5 (5)	0 (0)	0.0%	0.0%
39 福知山市健康づくり推進協議会	15 (15)	2 (2)	13.3%	13.3%
40 福知山市地域包括支援センター運営協議会	11 (11)	5 (5)	45.5%	45.5%
41 福知山市地域自立支援協議会	24 (24)	5 (6)	20.8%	25.0%
42 福知山市地域公共交通会議	16 (16)	0 (0)	0.0%	0.0%
43 福知山市入札監視委員会	3 (3)	1 (1)	33.3%	33.3%
44 福知山市入札制度改革等検討委員会	4 (4)	0 (0)	0.0%	0.0%
45 福知山市医師養成確保奨学金等貸与決定等審査会	4 (4)	0 (0)	0.0%	0.0%
46 福知山市有償運送運営協議会	21 (21)	3 (2)	14.3%	9.5%
47 福知山市行政改革推進委員会	6 (6)	2 (2)	33.3%	(33.3%)
48 福知山市ジュニア文化賞選考委員会	9 (9)	1 (2)	11.1%	(22.2%)
49 指定管理者選定等委員会	5 (19)	0 (0)	0.0%	(0.0%)
50 福知山市子ども発達支援相談ステーションくりのみ園運営委員会	12 (12)	7 (8)	58.3%	(66.7%)
51 福知山市教育支援委員会	108 (108)	63 (64)	58.3%	(59.3%)
52 福知山市いじめ防止対策委員会	4 (4)	1 (2)	25.0%	(50.0%)
53 スポーツ賞選考委員会	7 (7)	1 (1)	14.3%	(14.3%)
54 公立大学法人福知山公立大学評価委員会	5 (5)	1 (1)	20.0%	(20.0%)
55 福知山市行政不服審査会	3 (3)	1 (1)	33.3%	(33.3%)
56 指定管理者制度第三者評価委員会	5 (5)	0 (0)	0.0%	(0.0%)
57 福知山市権利擁護ネットワーク会議	16 —	6 —	37.5%	—
計 51	764 (760)	233 (232)	30.5%	30.5%

附属機関（条例で設置されている審議会・協議会等で常設でないもの）

58 福知山市三和荘運営審議会	5 (5)	0 (0)	0.0%	0.0%
合計	808 (803)	242 (240)	30.0%	29.9%

地域振興部、農林商工部、教育委員会事務局の所管施設が該当（資産活用課からの聞き取りにより、各委員会委員数把握の上、合算して計上）いずれも内部職員2名+4名外部委員の6名で構成

福知山市行政委員会及び附属機関以外の協議会等への女性の参画状況調査表

1. 委員会・協議会（要綱・規程等で設置されているもの）（）内は令和3年3月31日現在

	名 称	委員数	内女性数	比率	任期	要綱等の有無	選出方法
1	福知山市市民憲章推進協議会	22 (23)	3 (5)	13.6% (21.7%)	2	有	立候補
2	福知山市献血推進協議会	65 (65)	2 (3)	3.1% (4.6%)	2	有	各団体より選出
3	人にいちばん近いまちづくり広報啓発部会	9 (9)	3 (4)	33.3% (44.4%)	1	有	各団体より選出
4	神谷開発委員会	17 (17)	0 (0)	0.0% (0.0%)	1	有	市長の任命・委嘱
5	福知山緑化推進委員会	22 (22)	3 (3)	13.6% (13.6%)	1	有	推薦
6	福知山市要保護児童対策地域協議会	25 (26)	5 (8)	20.0% (30.8%)	2	有	推薦
7	福知山市有害鳥獣対策協議会	19 (19)	0 (0)	0.0% (0.0%)	2	有	推薦
8	福知山市夜久野町養豚団地環境保全委員会	15 (13)	0 (1)	0.0% (7.7%)	2	有	市長の委嘱
9	福知山市まち・ひと・しごと・あんしん創生有識者会議	5 (6)	0 (0)	0.0% (0.0%)	1	有	産官学金労言各分野より選出
10	福知山市ダイオキシン類対策委員会	7 (7)	1 (1)	14.3% (14.3%)	2	有	市長の任命または委嘱
11	福知山市職員分限懲戒等審査会	5 (5)	0 (0)	0.0% (0.0%)	1	有	市長が委嘱
12	福知山市鉄道利用増進協議会	15 (15)	1 (1)	6.7% (6.7%)	—	有	団体代表
13	福知山市生活安全推進協議会	23 (23)	2 (1)	8.7% (4.3%)	—	有	団体代表
14	福知山市暴力追放推進協議会	36 (36)	1 (1)	2.8% (2.8%)	—	無	団体代表
15	福知山市空家対策協議会	10 (10)	2 (2)	20.0% (20.0%)	2	有	団体推薦
16	福知山市自治基本条例推進委員会	8 (8)	2 (2)	25.0%	—	2	有
17	福知山市自殺対策協議会	19 (17)	4 (2)	21.1% (11.8%)	3	有	市長が委嘱
18	福知山市手話言語・障害のある人の多様なコミュニケーション施策推進会議	15 (15)	7 (8)	46.7%	—	3	有
19	福知山市鬼の里Uターンプラザ運営委員会	9 (9)	2 (2)	22.2%	22.2%	2	有
合 計		346 (345)	38 (44)	11.0% (12.8%)			

新たに設置されたもの

	名 称	委員数	内女性数	比率	任期	要綱等の有無	選出方法
20	福知山市避難のあり方推進懇話会	17 —	1 —	5.9%	—	5 有	関係機関からの推薦
21	福知山市上下水道事業経営審議会	10 —	1 —	10.0%	—	3 有	団体推薦及び市民公募
22	多様な学びの推進有識者会議	6 —	2 —	33.3%	—	2 有	府内検討会議より選出
23	福知山市障害者雇用1000人のまちプロジェクト推進会議	14 —	4 —	28.6%	—	3 有	関係機関、団体からの推薦
合 計		47 —	8 —	17.0%	—		
合 計		393 345	46 44	11.7% (12.8%)			

2. 職員による内部組織

	名 称	委員数	内女性数	比率	任期	要綱等の有無	選出方法
1	福知山市経営会議	17 (18)	3 (2)	17.6% (11.1%)	一	有	庁内充職
2	福知山市課長会議	18 (18)	2 (0)	11.1% (0.0%)	一	有	"
3	福知山市事務改善委員会	18 (18)	2 (0)	11.1% (0.0%)	一	有	"
4	福知山市IT推進本部会議	18 (19)	3 (2)	16.7% (10.5%)	一	有	"
5	福知山市安全衛生委員会	10 (10)	4 (4)	40.0% (40.0%)	1	有	市長の任命、職員団体推薦
6	福知山市職員表彰審査委員会	7 (7)	0 (0)	0.0% (0.0%)	1	有	市長の任命
7	福知山市職員互助会理事会	13 (13)	3 (3)	23.1% (23.1%)	2	有	選挙による
8	福知山市健康危機管理対策本部	23 (23)	3 (1)	13.0% (4.3%)	無期限	有	各所選出
9	福知山市保健師連絡会	40 (40)	39 (39)	97.5% (97.5%)	無期限	無	
10	福知山市男女共同参画推進会議	25 (20)	11 (6)	44.0% (30.0%)	一	有	任命
11	福知山市男女共同参画推進会議幹事会	11 (11)	6 (6)	54.5% (54.5%)	2	有	各部からの選出
12	福知山市職員人権人材バンク（第7期）	6 (20)	2 (7)	33.3% (35.0%)	3	有	部推薦
13	福知山市人権施策推進本部	20 (20)	3 (2)	15.0% (10.0%)	1	有	充職
14	福知山市人権施策推進会議	19 (18)	3 (2)	15.8% (11.1%)	1	有	充職
15	職員社会啓発部会	8 (10)	2 (1)	25.0% (10.0%)	1	有	充職
16	福知山市消防本部消防職員委員会	9 (9)	0 (0)	0.0% (0.0%)	1	有	消防長及び職員の推薦
17	福知山市消防安全衛生委員会	9 (9)	0 (0)	0.0% (0.0%)	1	有	消防長の任命
18	福知山市上下水道部安全衛生委員会	9 (7)	0 (0)	0.0% (0.0%)	1	有	管理者が任命、労働組合推薦
19	福知山市上下水道事業経営審議会	10 (10)	1 (1)	10.0% (10.0%)	2年5か月	有	各所選出、公募、有識者への依頼
20	市立福知山市民病院安全衛生委員会	11 (10)	2 (3)	18.2% (30.0%)	1	有	委嘱
21	福知山市自治功労者表彰審査委員会	5 (5)	0 (0)	0.0% (0.0%)	1	有	学識経験者・市長が任命した職員
22	福知山市法令遵守推進委員会	17 (18)	3 (2)	17.6% (11.1%)	2	有	庁内充職
23	人材育成部会	6 (6)	1 (2)	16.7% (33.3%)	1	有	庁内充職
24	福知山市建設工事等指名選定員委員会	11 (10)	0 (0)	0.0% (0.0%)	1	有	庁内充職
25	福知山市新型インフルエンザ等対策本部	26 (25)	3 (2)	11.5% (8.0%)	無	有	庁内充職
合 計		366 (374)	96 (85)	26.2% (22.7%)			

新たに設置されたもの

	名 称	委員数	内女性数	比率	任期	要綱等の有無	選出方法
26	建設工事等指名競争入札参加者資格審査会	11 (10)	0 (0)	0.0% (0.0%)	1	有	庁内充職
	合 計	377 (384)	96 85	25.5% (22.1%)			

重要項目の数値目標に対する実績(はばたきプラン2021 第4章)

課題	項目	現状 (プラン策定時)	2030年度目標 (令和12年度)	令和3年度実績	備考
女性 暴力 人材に 権の対 の根す 尊絶る 重と	デートDV防止ワーク ショップ参加者数	580人 (令和2年3月31日 現在)	1,000人	477人	
働く場 男女共 同参画 地域にお ける 推進	男性市職員の 育児休業の取得者数	8人 (令和2年3月31日 現在)	20人	17人	プラン策定時か らの累計
	ワーク・ライフ・バランス の推進に向けた市職員 の残業時間の削減	一人当たり 15.9時間/月 (令和元年度)	一人当たり 12時間/月	一人当たり 14時間/月 (※)	※令和2年度
	男性市職員の 部分休業の取得者数	1人 (令和2年3月31日 現在)	5人	3人	プラン策定時か らの累計
の政 場策 参へ の方 の女針 促性決 進の定	審議会等の女性比率	29.6% (令和2年3月31日 現在)	35.0%	30.0%	
	女性委員のいない 審議会数	9 (令和2年3月31日 現在)	4	11	
	市役所の係長級以上の 女性職員比率	30.6% (令和2年4月1日 現在)	35.0%	31.3%	

福知山市男女共同参画推進条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 基本的施策（第8条—第17条）
- 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等（第18条—第21条）
- 第4章 福知山市男女共同参画審議会（第22条）
- 第5章 雜則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、本市並びに市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、性別による差別のない真に人権が尊重された男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に社会の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差が生じている場合において、その格差を是正するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 市内において学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。
- (6) 市民等 市民、事業者及び教育に携わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の親密な関係にある男女間ににおける身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、互いにその人権を尊重すること。
- (2) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、一人一人がその個性と能力を社会のあらゆる分野で發揮できる機会が確保され、自立した個人として自己

の意思によって行動し、かつ、責任を負うこと。

- (3) 社会における制度又は慣行が、性別による固定期的な役割分担等によって、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のある分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立ができるようにすること。
- (6) 学校教育その他の生涯にわたる教育において、性別にとらわれず個人としての能力と適性がはぐくまれることを基本とした取組が図られること。
- (7) 男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他性と生殖に関して、自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組との協調の下に行われること。

（本市の責務）

第4条 本市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 本市は、男女共同参画の推進に当たり、市民等及び国、京都府その他の地方公共団体と相互に連携及び協力を図るよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行っており男女共同参画の推進に努めるとともに、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を考慮し、その教育活動を行っており基本理念に配慮した教育の推進に努めなければならない。

2 教育に携わる者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

（男女共同参画に関する基本的な計画）

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第22条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会に諮問

するものとする。

- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 市長は、必要に応じ基本計画を変更するものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(教育及び人材育成)

第9条 本市は、学校教育その他の生涯にわたる教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 本市は、男女共同参画を推進する指導者を育成するため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協働)

第10条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、必要に応じ市民等と協力して活動するものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第11条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女共同参画の推進に向けた活動を支援するため、学習機会の設定及び情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する取組の状況について必要に応じ報告を求めることができる。

(財政上の措置)

第12条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び効果について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(行政委員会等の委員への女性の登用)

第15条 本市は、執行機関である委員会の委員若しくは委員又は附属機関である審議会等の委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、政策の決定過程への女性の参画を推進するため、積極的改善措置を講ずることにより、女性の登用を図るものとする。

(推進体制)

第16条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために必要な体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第17条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための施設の整備に努めるものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等

(性別による人権侵害の禁止)

第18条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別の取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意事項)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(苦情等の申出への対応)

第20条 市民等は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情、意見、要望等があるときは、本市に申し出ることができる。

- 2 本市は、前項の申出を受けたときは、必要に応じ第22条第1項に規定する福知山市男女共同参画審議会の意見を聴き、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(相談の申出への対応)

第21条 本市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関する市民等からの相談の申出に対し、相談体制を整備し、関係機関と連携及び協力をを行い、当該被害者を救済する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 福知山市男女共同参画審議会

(福知山市男女共同参画審議会)

第22条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、福知山市男女共同参画審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、第8条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第20条第2項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、総数の10分の4未満であってはならない。

- 6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 雜則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に策定されている福知山市男女共同参画計画は、第8条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

ぶち起業女子校を開校しました！



福知山市では、女性起業家のたまごを育てることを目的に「ぶち起業女子校」を開校しました。旧中六人部小学校で開催した1時間目（10月6日）には、33名の参加があり、大盛況となりました。続く、2時間目（10月28日）の交流会でも参加者同士で自分が抱えるもやもやをテーマにグループワークを行いました。

これからぶち起業女子校は、ゴールであり参加者の皆さんのがつくりあげるイベント「1DAY起業チャレンジショップ開催事業フェスタ」への出店に向けて学びを深めています。12月12日（日）10時～15時まで旧中六人部小学校（ムトベース）にて開催しますので、ぜひお立ち寄りください。



ひとりで悩んでいませんか？

相談室以外でも職員が対応いたします。
お電話でも、面談でも相談できます。

予約・相談無料・秘密厳守です

女性相談
相談員：女性問題専門カウンセラー
時間：①13時～②14時～③15時～
曜日：各日 木曜日

性別にこだわらない相談
相談員：専門カウンセラー
時間：①13時～②14時～③15時～
曜日：木曜日

11月18日・12月9日・12月23日
1月6日・1月20日

女性法律相談
相談員：女性弁護士
時間：①13時～②13時45分～ ③14時30分～④15時15分
曜日：各日 水曜日

問合せ・ご予約
福知山市人権推進室 男女共同参画センター 〒620-0035 福知山市宇内記100番地
TEL：0773-24-7022
Eメール：jinken@city.fukuchiyama.lg.jp
11月24日・1月26日

福知山市男女共同参画センター情報紙

令和3年11月 NO. 24

はばたき

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動期間」です

11月12日（金）～25日（木）は、「女性に対する暴力をなくす運動期間」です。令和3年度の運動テーマは「性暴力を、なくそう！」です。内閣府では、性暴力・性犯罪の被害の低年齢化を受けて、令和2年～4年度までを性犯罪・性暴力対策の【集中強化期間】としています。

期間中は、男女共同参画センター、福知山市中央図書館、各地域公民館などでDV防止を目的とした展示を行いますので、ぜひご覧ください。

ひとりで悩まず相談してください

DV相談ナビ #8008（はれはれ）※履歴の記録者相談センターにつながります
DV相談プラス 0120-279-889（つなぐはやく）

性犯罪・性被害の相談

全国共通番号 #8891（はやくワンストップ）
各都道府県警察の性犯罪被害相談窓口 #8103（ハートさん）

「性教育」が今、注目されています

新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、20歳未満の「予期せぬ妊娠」など性に関する相談件数は過去最多となりました。また、SNSの普及により、子どもを対象にしたSNS起因の性犯罪も増加しており、子どもたちをめぐる性の問題は待ったなしです。

子どもをめぐる性の問題は、正しい後の知識を得られれば防げることが多くあります。そうした背景から、性教育が今、注目されています。

「性教育はセックスについて教えることだから、うちの子にはまだ早い…」
「性教育は自尊心と身につくるの」「性教育は学校で教えてくれるだろうし…」

セックスについて学ぶことは、性教育のほんの一部に過ぎません。性教育には、妊娠や出産、遺伝、性感染症に関する事、自分の体について知ること、防犯、自分や他人を尊重すること、同意、人との付き合い方、ネットリテラシー、セクシユアリティ…など、とても幅広いテーマが含まれます。

つまり、自分や周りの人を大切にし、ポジティブに自分らしく生きるために必要な知識を身につけることでもあるのです。まずは、性教育に関する知識をアップデートすることからはじめてませんか。

*子どもの前に大人から

「赤ちゃんってどこからくるの？」

子どもからの性の質問はある日、突然やってきます。突然の質問に動揺し、「子どもだから知らないともいいことだよ」とごまかしたり、「そんな変なこと聞かないの！」とたしなめたりするのはNG。

「こういう話は聞いたらダメなんだ」と子どもが誤ったインプットをしてしまったり、性に関する困ったことがあっても大人に相談をしなくなる子どもからの質問を受け止めることで、性＝タブーなことではなく、「いつでも質問していい」というメッセージを送ってあげることができます。



この質問にどう回答すればいい？

「子どもが尋ねているのにしつこく『なぜかい』出るのは…」

「子どもの前の前で隠してみるのは…」

「子どもの前であとは男の女のコンペックスをうそついてみるのは…」

「男の子なんかもSODしちゃう」「女の子SUKIしちゃう」と…

テレビに出ているダーレンに附れて「カマ」「ドコイシ」と…

*1つからはじめる？

では、性教育は何歳からはじめるのがベストでしょうか。答えは、「〇歳から」とき決めつけずに、子どもの様子を見ながらなるべく早めにスタートすること。

ユネスコが発表した世界の性教育の基準となる「国際セクシュアリティ教育ガイドンス」では、5歳からの性教育が推奨されており、幼児期を一つの段階にすることができます。幼いころの方が、親の話を素直に受け取ってくれやすいこと、「性の話=エッチなこと」という感覚が強くないため大人も話しやすいことなどメリットがあります。

おさけめシーケンス：子どもが用品タイム、おもちゃタイム、おもとづけタイムなど、性の考え方や名前を説明する二ヶ所からはじめておまじょう。プライベートゾーン（口・胸・性器・お尻）についてもみておまじょう。

おけじめシーケンス：子どもが質問されたとき

子どもが自分で何を聞きたいのかヒントをつけて、「おまじょう」で、子どもの興味を運び入れましょう。

おさけめシーケンス：おまじょうと並んで、「どうしてこう思ったの？」と聞いておまじょうしてみましょう。

おさけめシーケンス：小学移入準備

小学移入：学年など、子どもだけで行ける場所（電車や公園で遊ぶ場所）が見えます。また、スマートフォンを使なれる学年もあることでしょう。おまじょうでテクニカルについての知識と一緒に覚えることが大切です。

*少しづつの積み重ねが大切

性教育を学校任せにしたままで有害な情報から子供を守ることは難しく、家庭で性教育を行う必要性を感じます。日常生活の中からはじめられ、何度もやり直しができ、子どもの反応を見ながら進められる、家庭での性教育。

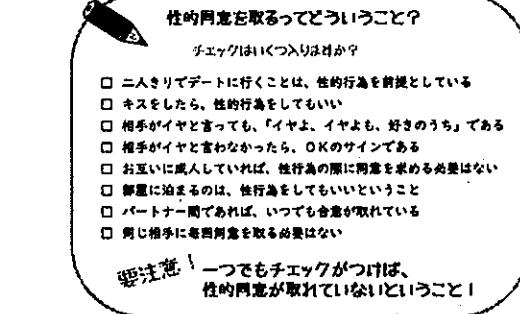
家庭での性教育は「覺悟を決めたうえで」「改まって」話をしてしないといけないというわけではなく、日常の中で「これってどう思う？」「〇〇って、知ってる？」と、少しづつ対話を積み重ねることでできるものなのです。

性教育の大本なテーマのひとつ「性的同意」

近年、社会的に認知が広まりつつある言葉に「性的同意」があります。誰かと性的な行為をする際にお互いに「積極的にしたいかどうか」と確かめ合うもので、ドイツやスウェーデンでは同意なしのセックスをレイブ罪とみなす国もあるほど、重要な価値観です。

手をつなぎ、スキニップをしたりするたびに「〇〇してもいい？」と聞くのは画外だし、ムードが壊れてなんだかんだ…と思う方も子も常に隠す大人にも多いかもしれません。でも、同意を得ることは、恋愛関係や性的な関係に関わらず、「相手を尊重している」というメッセージを伝える行為なのです。

また、相手も自分も傷つけないために断るスキルを身につけることも大切です。「自分の気が違ないときや、さわられて嫌な気持ちがしたときは、『嫌だ』と言って断ってもいい」ということを伝えていきましょう。



もっと知りたいあなたへ~性的同意を取り上げたメディア~

○ Consent-it's simple as tea (製作:イギリス警察)

イギリス警察が作成したので、性的同意を红茶にたとえて分かりやすく説明しています。

○ 「キスの同意」 (製作:女子保健大学 大学生サークルたんぱく)

中学生向けに「性的同意」を教える動画でキスを題材としていますが、高校生には执行権も同じことだと伝えることができます。

参考:「子どもと彼の性、はじめませんか?」から、性・性別・ネットリテラシーの「基本知識」(6)

「Gender and Sexuality」(6)